

論  
説

## 核兵器不拡散条約体制と原子力平和利用

— 新しい不拡散政策の批判的検討 —

黒  
沢

満

まえがき

一 NPT成立時における第四条の意義

(一) 第四条の形成過程

(二) 第四条の解釈

(三) 第四条の意義

二 新しい不拡散政策導入の背景

三 核供給国の新しい不拡散政策

四 米国の新しい不拡散政策

(一) フォード政権の政策

(二) カーター政権の政策

(⇒) 一九七八年核不拡散法

五 国際核燃料サイクル評価 (INFCE)

六 新しい不拡散政策への批判

(一) 新しい不拡散政策の前提

(⇒) 新しい不拡散政策の妥当性

(⇒) 新しい不拡散政策の実効性

七 核兵器不拡散と原子力平和利用の調和

—— むすびにかえて ——

## まえがき

一九六〇年代の終りに成立した核兵器不拡散条約 (NPT) 体制は、一九七〇年代中期から一九八〇年にかけて、国際社会において再び大きな注目を浴びるようになった。それは、NPTの維持・強化と原子力平和利用という二つの目的をめぐって、米国を中心とする核供給国が新しい不拡散政策をとり始めたからである。その新しい不拡散政策は、インドの核実験などを契機とし、原子力平和利用の進展が核兵器開発へと導く危険が増大している中で、非核兵器国の原子力平和利用を規制しようとするものである。現代の国際社会の構造に重大な影響を及ぼしているNPT体制において、核兵器不拡散と原子力平和利用の問題は、技術的な問題であるばかりでなく、核兵器国と非核兵器国あるいは核供給国と核受領国の国際社会における地位、及び両国家群の間の権利・義務のバランスの問題でもあるので、一九七〇年代後半にこの問題は国際的な議論を巻き起こした。

本稿の目的は、NPT体制との関連において、核兵器不拡散と原子力平和利用という二つの目的をどのように調整すべきかを検討することである。そのため、まず第一に、NPT成立時における原子力平和利用に関する第四条の意義を明らかにし、次に、一九七〇年代中期において、新しい不拡散政策が必要と考えられるようになったいくつかの新しい状況を検討する。さらに、新しい不拡散政策として、核供給国グループの政策、並びにこの問題に関して常にイニシアティブをとり続けた米国の政策と法律を考察し、この問題を技術的側面から国際的に検討したINFCEの成果を明らかにする。以上の考察を基礎として、米国を中心とする新しい不拡散政策の問題点をさまざまな角度から批判的に検討し、最後に、NPT体制の全体的な視野から、核兵器不拡散と原子力平和利用の二つの目的を調和させ、より公平でバランスのとれたNPT体制へと発展させる方法を探究する。

本稿は、NPT体制の包括的な研究の一部を形成するものであるとともに、NPT体制の中において核兵器不拡散と深いかわりをもつ原子力平和利用の問題を、一九七〇年代後半の新しい不拡散政策及びそれに関する国際的な議論をふまえて、全体的に検討するものであり、NPT第四条の新たな展開に関する研究である。

(1) この問題意識の下で筆者はすでに、「核兵器不拡散条約体制の起源」『法政理論』第一五巻第三号（一九八三年三月）、「核兵器不拡散条約体制の基本構造——NPT第一・二条の形成と展開」『法政理論』第一六巻第一号（一九八三年九月）及び「核兵器不拡散条約体制と保障措置——NPT第三条の形成と展開」『法政理論』第一六巻第二号（一九八三年二月）を發表した。

## 一 NPT成立時における第四条の意義

### (一) 第四条の形成過程

原子力の平和利用と軍事利用には多くの場合に共通の技術が使用されるので、原子力平和利用と核兵器不拡散の問題は最初から深く関連していたし、NPTの形成に際してもこの問題は多くの議論を含んでいた。

一九六七年八月の米ソ同一条約案は、この条約のいかなる規定も原子力平和利用に関する当事国の奪い得ない権利、及び原子力平和利用のための情報の最大限の交換に参加し原子力平和利用の発展に貢献する権利に影響を及ぼすものと解してはならない、という内容の第四条を規定していたが、ここには原子力平和利用の促進という積極的な側面は含まれていなかった。

これに対し、メキシコは、その後半部分を第二項として分離し、「本条約のすべての当事国は、原子力平和利用に関する科学的技術的情報の最大限可能な交換に参加する権利を有する。貢献する立場にある当事国は、単独にまたは他の国もしくは国際機関と協力して、特に非核兵器国の領域において、平和利用のための原子力の生産、産業化その他の応用の一層の発展のために貢献する義務を負う」という修正案を提出し、法的な権利義務として規定しようとした。この修正案の根拠として、メキシコは、「国際の平和と安全に貢献するため、非核兵器国が、条約がなければ行なうことのできた一定の活動と試みを永久に放棄するとすれば、代わりにそれらの国は、それらが放棄した試みや活動から生じる科学的技術的利益を確かな権利として受け取ることは全く正当である」と述べている。

メキシコ修正案はアラブ連合やスウェーデンの支持を得たが、米国は、メキシコ提案が目ざしている目的には共鳴するがその用語はあまりにも包括的で全面的な義務を創設することになると述べ、受け入れられないことを明らかにしたが、この提案は後の米ソ条約案に一定の影響を与えた。

さらに、ナイジェリアは、各締約国は平和利用のための原子力技術の開発と発展において、及び原子力平和利用に関する科学的技術的情報の最大限可能な交換において協力することを約束する、という内容の修正案を提出し、またイタリアも、核兵器国が合意される量の分裂性物質を条約当事国である非核兵器国に定期的に移転し、その価格を市場価格より低くし、その一部は核兵器国に、他の一部は開発途上国の発展のための国連基金とする協定を提案し、これは核軍備競争の停止、原子力平和利用及び開発途上国の経済的社会的開発という三つの目的を結合させたものであると主張していた。

一九六八年一月の米ソ条約案の第四条二項後段は、メキシコ修正案の「貢献する義務を負う (have the duty to contribute)」という表現ではなく、「貢献することに協力する (shall cooperate in contributing)」という表現を採用し、義務の実体は極めてあいまいなものになった。

上述のナイジェリア提案及びイタリア提案を部分的に採用し、さらに一九六八年四月から六月に開かれた国連総会再開会期における非核兵器国の主張をとり入れ、米ソ両国は一九六八年五月三一日に改訂案を示した。そこにおいて、交換の対象として、科学的技術的情報のほか設備及び資材が追加され、交換に参加する権利のほかに、「交換することを容易にすることを約束する」という文言が追加され、さらにチリなどの要求に応じて開発途上国の必要への考慮が挿入された。このように第四条の形成に関して、非核兵器国、特に開発途上国の見解がいくらか採り入れられた。

## (二) 第四条の解釈

第四条の規定の解釈に関しては、大きな見解の相違が存在していた。一方において核兵器国は第四条を極めて積極的に評価しており、たとえば米国代表は以下のように述べていた。

米国に代わって、米国政府の完全な権威をもって、私は、この公開の議場において、すなわち總會のこの重要な委員会において、以下のことを留保なしに誓約する。この条約規定の文言及び精神に沿って、我々は、多くの代価を払って獲得した原子力平和利用のあらゆる側面に関する我々の知識と経験を、条約当事国、特に非核兵器国と適切にかつ公平に共有するであろう。これは約束であるのみならず、本条約が発効した場合には条約上の義務となる。<sup>(7)</sup>

ソ連も以下のように述べていた。

第四条は原子力平和利用のための核兵器国と非核兵器国との間の協力の新しい広汎なプログラムのためのすばらしい前提を作り出した。その結果、核兵器の不拡散に関する条約は、また原子力平和利用の利益を極めて多くの国に普及させる条約となった。<sup>(8)</sup>

英国も、「第四条は、原子力平和利用の開発を促進するため貢献するという実定的な義務を国家に課している」<sup>(9)</sup>と述べているし、非核兵器国であるカナダも、「第四条は、開発途上国にとって原子力科学技術の分野における一種の権利の憲章となっている」<sup>(10)</sup>と高く評価している。Saherも、「このようにして、非核兵器国の権利と、核兵器国及び貢献する立場にある他の国による行動の約束との間にバランスが設定された」と積極的に評価している。<sup>(11)</sup>

他方、第四条の規定はあまりにも一般的であり、原子力平和利用の促進にそれほど価値はないという見解がある。たとえばインドは、「我々は、核兵器国が原子力平和利用の利益を喜んで与えるだろうことに疑いをもたない

が、条約の下においては、約束は単に協力することのみであるので、援助を提供する何らの拘束力ある約束も実定的な法的義務もない<sup>(12)</sup>と述べ、第四条の法的義務の性質を疑問視している。またスペインやアルゼンチンは、<sup>(13)</sup>第四条の規定はあいまいであり、あまりにも一般的であるので、もっと明確に規定されるべきであったと主張している。Willichも、<sup>(14)</sup>第四条が原子力平和利用の促進に与える効果には懐疑的であり、一般的にはNPTが平和的核技術の普及の好ましい基礎を提供するだろうと言われ、条約がなければこの普及は起こらないと示唆されているが、<sup>(15)</sup>第四条二項は平和的原子力の成長及び普及に関する世界の取引の量にも様式にも大きな影響を与えないだろう、と考えていた。

次に、原子力平和利用と核兵器不拡散との抵触の問題に関して、南アフリカは、第四条に言及されている「奪い得ない権利」は第一条及び第二条の規定に従わなければならないので、その権利は大部分無効にされるかもしれないという危惧を表明していた<sup>(16)</sup>、マレーシアも、情報や施設が核兵器や爆発装置の開発を援助することになるという理由で、非核兵器国からそのような情報や施設を奪うための免責条項として第一条の援助禁止義務が用いられるべきではないと主張していた<sup>(17)</sup>。

特にスイスは、この点に関し、以下のような覚書をENDCに提出した。

「核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しない」という句は、スイス当局の解釈によれば、ウラン鉱床の採掘、ウランの濃縮、核燃料からのプルトニウムの抽出あるいは燃料要素や重水の製造が平和目的のために行なわれる場合には、これらのプロセスを含んでいない。スイス当局はこれらの解釈が公式に確認されることを望む<sup>(18)</sup>。

またオランダも、第一条の援助の禁止に関して、条約当事国である受領国が第三条の規定に従っている場合にはいつでも、与えられた援助は核兵器その他の核爆発装置の製造のために用いられていないという明白な推定が存在

すべきであると主張している。<sup>(19)</sup>この極めて重要な問題に関し、米国は、今、包括的な定義や解釈を作成することは不可能であるが、いくつかの例として、ウラン濃縮、分裂性物質の貯蔵、プルトニウム燃料の動力炉、高速増殖炉などは、第三条の保障措置の下にある限り、第二条の違反とはならないと考えていると述べた。<sup>(20)</sup>

条約成立時においては、原子力平和利用と核兵器不拡散との抵触の問題の重要性はそれほど認識されておらず、第一・二条と第四条の間に位置する第三条の保障措置の適用によって、両者の矛盾は解決されると一般に考えられていた。

### (三) 第四条の意義

条約の形成・成立時における第四条の意義として、まず第一に明らかになることは、第一・二条から生じる核兵器不拡散の義務が主として非核兵器国に課せられるものであるので、核兵器国と非核兵器国の義務及び責任のバランスという観点から、第四条において原子力平和利用に関する非核兵器国の権利が挿入されたことである。したがって第四条は、第五条及び第六条と共に、NPT体制により極めて不利な立場に置かれる非核兵器国に対する補償の意味をもっている。

第二に、第四条に関して、特に原子力平和利用における非核兵器国への援助に関して、条約規定は極めてあいまいな表現であり、援助の義務を直接に規定しているわけではないが、核兵器国はこの規定を極めて積極的に評価し、条約に加入することにより原子力平和利用に関する援助を受けることができることを強調することにより、できるだけ多くの非核兵器国が条約に参加することを期待していた。しかし、多くの非核兵器国は、この条項が必ずしも原子力平和利用の援助を確保するものでないことに不満を表明していた。



第三に、最も重要な問題として、NPT体制における原子力平和利用の位置づけの問題がある。第四条は原子力平和利用が第一条及び第二条に従うことを条件としており、NPT体制においてその主要な目的は核兵器不拡散であり、原子力平和利用もその目的に矛盾しない範囲で認められる。条約形成時及び成立時あるいは少なくとも一九七〇年代初めにおいては、これら二つの概念の矛盾はあまり問題にならなかった。すなわち第三条の保障措置がその矛盾を排除する役割を果たすと考えられていた。たとえばソ連は、「管理に関するこの条項は、原子力の平和利用から核兵器への転用を防止する義務の履行の効果的な検証の条件を設定しているし、同時にそれは非核兵器国における原子力の平和的開発のための最も広汎な可能性を擁護している」と述べているし、<sup>(21)</sup>米国も、核兵器不拡散のための役割のほかに、「第二に、条約の保障措置の広汎な適用は、原料物質や特殊核分裂性物質及び特別の施設や情報を非核兵器国に提供する際の懸念を減少させるであろう。したがってそれは、平和的な原子力の研究及び産業化の発展におけるすべての当事国間の協力を増大させる重要な動機を提供するであろう」と述べていた。<sup>(22)</sup>

NPT以前においても、「平和のための原子力」プログラムが世界中の核兵器能力の発展に無意識のうちに貢献し、そのことにより核拡散を促進するのではないかという疑問が出されていたが、<sup>(23)</sup>Halは、目的は、この分野における国際的援助と取引きを停止することではなく、むしろこの増大する取引きのすべてを効果的な国際的保障措置の下に置くことであると反論していた。<sup>(24)</sup> NPTにおいても同様の考えが貫かれており、NPT成立時においては、保障措置が適用されている限り核兵器不拡散と原子力平和利用の間には矛盾は存在しないものと考えられていた。<sup>(25)</sup>

- (2) ENDC/PV. 331, 19 September 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 397.
- (3) ENDC/PV. 338, 13 October 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 514.
- (4) ENDC/202, 2 November 1967.
- (5) ENDC/PV. 318, 1 August 1967, *Documents on Disarmament 1967*, pp. 312-315; ENDC/PV. 326, 29 August 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 361; ENDC/205, 30 November 1967; ENDC/218, 20 February 1968.
- (6) 1967年10月27日，Thomas Holton, "The Role of the Developing Nations in the Arms Control Decision Process", *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol. 1, Fall 1971, pp. 123-129. (複製)
- (7) A/C.1/PV. 1556, 26 April 1968, para. 53; A/C.1/PV. 1568, 15 May 1968, para. 74.
- (8) A/C.1/PV. 1556, 26 April 1968, para. 119; A/C.1/PV. 1571, 20 May 1968, paras. 32-33.
- (9) A/C.1/PV. 1575, 28 May 1968, para. 71.
- (10) A/C.1/PV. 1557, 30 April 1968, para. 19.
- (11) Mohamed I. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation 1958-1979*, 1980, p. 301.
- (12) A/C.1/PV. 1567, 14 May 1968, para. 126.
- (13) A/C.1/PV. 1569, 16 May 1968, para. 156.
- (14) A/C.1/PV. 1572, 22 May 1968, para. 86.
- (15) Mason Willrich, *Non-Proliferation Treaty: Framework for Nuclear Arms Control*, 1969, p. 136. 40 6 11  
 2014年10月27日，H. Anton Keller, Heinz Bolliger  
 and Peter B. Kalff, "On the Economic Implications of the Proposed Nonproliferation Treaty", *Revue de Droit International de Sciences Diplomatiques et Politiques*, 46ème année, No 1, Janvier-Mars 1968, pp. 27-73.)\*
- (16) A/C.1/PV. 1571, 20 May 1968, para. 130.

- (1) A/C. I/PV. 1563, 8 May 1968, para. 38. 回覧の回覧「Atsuhiko Yatabe, "A Note on the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons : The Japanese View", *Japanese Annual of International Law*, No. 14, 1970, p. 27.
- (2) ENDC/PV. 204, 24 November 1967.
- (3) A/C. I/PV. 1561, 6 May 1968, para. 72.
- (4) Statement by ACDA Director Foster to the Senate Foreign Relations Committee : Nonproliferation Treaty, 10 July 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp. 503—504.
- (5) ENDC/PV. 357, 18 January 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 7.
- (6) ENDC/PV. 357, 18 January 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 14.
- (7) Solly Zuckerman, "Technical Aspects of Proliferation", *The Control of Proliferation : Three Views, Adelphi Papers*, No. 29, October 1966, p. 3.
- (8) John A. Hall, "Risks of Nuclear Proliferation : Atoms for Peace, or War", *Foreign Affairs*, Vol. 43, No. 4, July 1965, p. 615.
- (9) Lawrence Scheinman, "Pandora's Nuclear Box", *International Journal*, Vol. XXV, No. 4, Autumn 1970, p. 785.   
 この時期であるが、若干の学者は原子力平和利用の進展に伴うノンプロリフレーションの拡散及びその防止の危  
 険性を指摘している (Leonard Beaton, "Nuclear Fuel-For-All", *Foreign Affairs*, Vol. 45, No. 4, July 1967, p. 669.; Victor Gilinsky and Bruce L. R. Smith, "Civilian Nuclear Power and Foreign Policy", *Orbis*, Vol. XII, No. 3, Fall 1968, p. 830.; Victor Gilinsky, "Military Potential of Civilian Nuclear Power", Bennett Boskey and Mason Willrich (eds.), *Nuclear Proliferation : Prospects for Control*, 1970, p. 46.; Victor Gilinsky, "The Military Potential of Civil Nuclear Power", Mason Willrich (ed.), *Civil Nuclear Power and International Security*, 1971,

p. 19. ; Mason Willrich, "Worldwide Nuclear Industry", Mason Willrich (ed.), *International Safeguards and Nuclear Industry*, 1973, p. 69.)°

## 二 新しい不拡散政策導入の背景

一九七〇年代半ばにおいて、NPT成立時に考えられていた状況が大きく変化し、それに伴って核兵器不拡散と原子力平和利用の關係に関する考えも変化し、新しい不拡散政策の導入を招くようになった。NPT体制をとりまく状況の変化には多くの要因が考えられるが、以下に述べる三つが最も重要なものである。

まず第一は、一九七三年―七四年に生じた石油危機である。この時期における石油価格の急速な高騰及び石油供給の不安定化に伴い、多くの国はエネルギー供給源としての原子力に注目し始めた。NPT成立時において原子力平和利用の権利が強調されたが、実際に大規模な原子力発電を行なっている国は極めて少数であったし、それが急速に拡大するとは予想されていなかった。このエネルギー供給源としての原子力平和利用の拡大は、二つの側面でNPT体制に影響を与えた。一つは先進工業国における原子力平和利用の拡大、特に石油など天然資源をもたない先進工業国における核燃料サイクルの発展である。すなわちこれらの国は、従来の低濃縮ウランを燃料とする原子炉のみならず、使用済み燃料からプルトニウムを再処理しそれを燃料とするプルトニウム・リサイクル、あるいはさらに進んだ高速増殖炉を導入することにより、エネルギー供給の確立をめざしつつ、プルトニウム経済に突入していくスピードを早めつつあった。第二の側面は、石油危機を契機として、開発途上国もまたエネルギー供給確保のために、原子力発電の必要性を感じ、原子力平和利用に着手するようになったことである。

第二の要因は、一九七四年五月のインドによる核爆発の実施である。<sup>(1)</sup> インドはNPT体制に反対を表明しており、またこのインドの核実験は国際法上の義務に違反していないが、この核実験はNPT体制に極めて大きな影響を与えた。この核実験は、第六番目の核兵器国の出現の防止を最大の目的とするNPT体制への明白な挑戦であり、NPT体制の部分的な崩壊を意味していた。この核実験に関して、IAEA保障措置の不十分さが多くの学者により指摘されたが、インドがその核爆発装置の材料であるプルトニウムを製造したのはインド製のプルトニウム再処理施設であり、NPT当事国でないインドはその施設に保障措置を受け入れていなかった。したがってこれは、NPT体制自体に内在する問題——NPT非当事国の自国製の核施設には保障措置は適用されない——であって、IAEA保障措置の実効性の問題ではない。

しかし、このインドの核実験は、プルトニウムの所持と核爆発装置の間に緊密な関係があることを衝撃的な形で明らかにした。すなわち、プルトニウムを入手すれば核爆発装置の作成は、たとえ開発途上国であっても容易であることが明らかになった。さらにインドはその核実験は平和目的であると主張し、カナダとの協定に違反していないことを強調したが、Epsteinが、「インドの核爆発のたぶん最悪の特徴は、平和目的だと主張しながら装置を爆発させるという口実の下で核兵器国になるという方法を他国に示していることである」と述べているように、NPT体制の基本的前提となっている核兵器と平和目的核爆発装置の同一視にも影響を与えていた。<sup>(2)</sup>

さらに重要なことは、核爆発装置の開発に関して従来の五核兵器国と異なっている点である。従来の五核兵器国は核兵器製造のための施設を建設し、それによって核兵器を製造したのであるが、インドの場合には平和的原子力活動において生産されたプルトニウムを用いて核実験を行なった。ここにおいて平和的な原子力活動と核兵器との距離が極めて近いことが示された。このようにインドの核実験は、NPT体制全体の完全さ、特に保障措置とNP

Tの下で生きてきた自由なかつ比較的安定した輸出政策に疑いを投げかけた。<sup>3)</sup>

第三の要因は、第一のものとも関連するが、新しい核供給国の出現とその結果としての新しいパターンの核貿易の発展である。一九五〇年代にはカナダ、英国、フランスが核輸出において先行したが、一九六〇年代以降は米国の世界の原子力市場をほぼ独占するようになり、米国は主要な核供給国として、受領国の原子力平和利用をもコントロールすることができた。しかし一九七〇年代には、米国と競争する核供給国が出現してきた。たとえば西ドイツは一九七五年にブラジルと原子力平和利用協力協定を締結し、核兵器の製造に極めて重要な濃縮ウランを製造する施設及びプルトニウムを再処理する施設を輸出することを約束した。またフランスは、韓国及びパキスタンに対しプルトニウム再処理施設を輸出する契約を結んだ。その他いくらかの契約が新しい核供給国と開発途上国の間に結ばれた。

これらの新しい核供給の一つの特徴は、それまで米ソとも供給していなかったプルトニウム再処理施設やウラン濃縮施設といった核兵器製造に直接必要な特殊核分裂性物質を製造する施設を含んでいることである。もう一つの特徴は、核供給に関して供給国間での商業的競争という要素が前面におしだされ、受領国がNPT当事国であるか否かといった核兵器不拡散の観点はほとんど考慮されずに供給が行なわれたこと、あるいはさらに、核兵器不拡散という価値を犠牲にしてまで商業的競争を優先させる傾向が見られたことである。この点に関し、Goldschmidtは、「国際的核取引は、現在のところ国際査察の拡大により核兵器拡散への脅れから守られているが、経済的な利益が巨大であるので、企業間においてはますます標準的な商業及び競争のルール、国益に従って行なわれることになるであろう。このような現実主義的な立場は、NPT第四条の理想主義的な哲学とはほとんど両立しないように思える<sup>4)</sup>」と批判していた。

またこの核供給国の間における競争は、単に核輸出における競争というだけでなく、「米国の支配する戦後の国際社会を変えつつある広汎な政治的変革を象徴している」と言われているように、国際社会における力の構造にも大きく関連していた。<sup>(6)</sup>

- (1) イントンの核実験と米国の新しい不拡散政策について Roberta Wohlstetter, "U. S. Peaceful Aid and the Indian Bomb", Albert Wohlstetter et al., *Nuclear Politics: Fuel Without the Bomb*, 1978, pp. 57—72. 参照。
- (2) William Epstein, "Nuclear Proliferation in the Third World", *Journal of International Affairs*, Vol. 29, No. 2, Fall 1975, p. 186.
- (3) Bertrand Goldschmidt and Myron B. Kratzer, *Peaceful Nuclear Relations: A Study of the Creation and the Erosion of Confidence*, 1978, p. 33.
- (4) Bertrand Goldschmidt, "International Nuclear Collaboration and Article IV of the Non-Proliferation Treaty", SIPRI, *Nuclear Proliferation Problems*, 1974, p. 205.
- (5) Steven J. Baker, *Commercial Nuclear Power and Nuclear Proliferation*, 1975, p. 18.
- (6) これら三つの要因のほかに、一九七四年にニクソン政権がNPT非当事国であるイスラエル及びエジプトに対し、大規模な原子力援助を行なう協定を締結することが、新しい状況の一つの要因と考えられることもある (Michael A. Gubin, *Nuclear Paradox: Security Risks of the Peaceful Atom*, 1976, pp. 2 and 29—30.)。

### 三 核供給国の新しい不拡散政策

NPT体制をとりまく状況の変化に対応するため、新しい不拡散政策が核供給国の間で必要であると考えられたが、そのイニシアティブをとり続けたのは米国である。キッシンジャー国務長官は、一九七四年及び一九七五年の国連総会において、核拡散の危険に対処することの重要性を強調し、必要な実地的措置として、(1)主要核供給国による保障措置の強化、(2)国際保障措置制度及びNPTへの支持の獲得、(3)物理的防護措置の適用、(4)拡散につながるやすい核施設の輸出制限、の四つの措置を挙げていた。米国は、一九七四年以来、不拡散の挑戦に対応するため、他国と共に行なう多数国間の行動と、米国が不拡散において責任ある指導性を発揮し続けるための米国の核輸出政策の両面にわたって努力を続けていた。<sup>(1)</sup>

インドの核実験において用いられたプルトニウムは、カナダが提供した原子炉で生じた使用済み燃料を再処理したものであったので、カナダ政府は、原子力平和利用の分野における自国の援助が核兵器拡散に貢献したことを考慮して、一九七四年一二月に、核輸出に際して、広汎な保障措置の適用といかなる目的であれあらゆる核爆発装置の生産に使用されないとの保証という厳しい条件を課すことを決定した。<sup>(2)</sup>

NPT体制を強化していく上で核供給国が重要な役割を演じうることは、NPT成立時にすでに Bannaby により主張されていた<sup>(3)</sup>。Willrich も一九七四年に、NPT締約国及び署名国並びに IAEA 加盟国の間で原子力輸出入政策に関し協議することを勧告し、輸出国の間での不正な競争の停止、燃料サイクルの国際化、IAEA保障措置の強化、核物質の物理的防護、原子力政策に関する決定のための国際機関の能力の強化などに関し、一定の政



策を作成するよう求めていた。<sup>(4)</sup>

米国のイニシアティブにより、主要な核供給国七国（米国、英国、ソ連、日本、西ドイツ、フランス、カナダ）の間において、平和的な核輸出に関連する保障措置その他の規制についての共通の基準を設定するための会議が一九七五年よりロンドンで開催された。この会議が、いわゆる「ロンドン核供給国クラブ」と言われるものである。

この会議の第一の目的は、核供給国間での商業的競争が激しくなるに伴い、商業的利益を得るために核兵器不拡散の側面が犠牲にされるといふ事態を回避するために、特に保障措置の程度に関し供給国間で最小限の基準を設けることであった。

しかしこの会議においては、二つの大きく異なる見解が対立していた。米国等は、IAEA保障措置及びNPTの一方的誓約をもちや信頼せず、拡散を防ぐための技術的措置を取り入れることを欲し、国内的な再処理、濃縮、重水工場に関するあらゆる援助を禁止すべきだと考えたし、さらに輸入国のすべての平和的な原子力活動に保障措置を適用すべきであると考えた。他方、西ドイツ、フランス等は、輸出される核物質や核施設にIAEA保障措置が適用される限り輸出してもよいと考えていた。

核供給国会議は、実質的には一九七六年一月に各国の核輸出政策の最小限の基準として用いられるべきガイドラインに合意した。この会議はずっと秘密のうちに行なわれ、その後さらに数国を加え、ガイドラインに若干の修正を行なった後、その内容は一九七八年一月に初めて公表された。<sup>(5)</sup> それは以下のことを定めている。

- (1) 移転された品目が核爆発装置のために用いられないという保証を得ること。
- (2) 合意されたトリガーリストにあるすべての核物質及び施設が、効果的な物理的防護の下に置かれること。
- (3) IAEA保障措置が適用される場合にのみ、トリガーリストの品目を移転すること。

(4) 供給国により直接移転された技術を用いているか、または移転された技術あるいはその主要構成物に由来する技術を用いている再処理、濃縮、重水製造の施設に対して上述の三条件が適用されること。

(5) 機微な (sensitive) 施設、技術及び兵器に使用しうる物質の移転を制限すること。

(6) 移転された濃縮施設または濃縮技術に基づく施設は、供給国の同意なしに二〇%以上の濃縮度のウラン生産のために用いられないこと。

(7) 核物質、兵器に使用しうる物質を生産する施設の供給に際し、兵器に使用しうる物質の再処理、貯蔵、変形、使用、移転または再移転のための取決めについて、供給国と受領国の間で相互の合意を求める条項を含めることの重要性を認識すること。

(8) トリガーリストの品目の再移転、あるいは当初移転された施設や技術から生じた品目の移転に関して、当初の移転の場合と同様の保証を規定していること。

核供給国は、NPTと同様に平和目的核爆発をも禁止に含めることに合意し、一九七四年の Zangger 委員会が作成したトリガーリストを發展させ、移転された技術に関連した施設にも保障措置を適用することに合意した。NPT 当事国の場合には、すでにその平和的原子力活動のすべてに保障措置が適用されているので、これらの措置は主として NPT 非当事国への輸出に際して適用される。しかし、機微な施設や技術及び兵器に使用しうる物質の移転の制限、並びに兵器に使用しうる物質の再処理、貯蔵などに関する供給国と受領国の相互の合意の重要性の認識などは、NPT 当事国にも適用されるものである。

しかし、米国が主張していた全面的保障措置の適用及び機微な核施設や技術の輸出禁止は、ガイドラインとしては合意されなかった。ロンドン核供給国会議を招集した米国の意図は、これらの米国の政策が他の核供給国にも受諾されることであつたので、この点では米国は必ずしも成功しなかつたと言えよう。この点に関し Pierre は、「七供給国により達成された合意は控え目な前進である。この合意の主要なかつ継続する弱点は、再処理及び濃縮施設

の輸出を停止させるのに失敗したことである。……私の考えによれば、供給国はプルトニウム再処理あるいはウラン濃縮施設の輸出を拒否する確固とした政策を採択すべきであった。さらに、核供給国は、そのすべての核活動に IAEA の保障措置を受諾しない限り非核兵器国に核物質、施設、技術をもはや供給すべきではない」と述べている。さらに Baker も、供給国の間での協力のみが核兵器能力の拡散の進行を遅らせるのに役立ちうるし、原則的には原子力市場はカルテル化にほぼ理想的なものであるが、ロンドン会議はカルテルまで全く進んでいないと述べ、原子力市場のカルテル化を主張している。<sup>(8)</sup>

主として第三世界の国々は、このロンドン核供給国クラブのガイドラインに強い反発を示している。まず、このロンドンでの交渉が秘密裡に、IAEA の枠組の外で、供給国のみによって行なわれたことが批判されている。それは不拡散に対する広汎な国々の利益を反映していないし、仮りにその成果が予想されたものよりも客観的にみて良いものであったとしても、それは広汎な了解に基づいていないゆえに有益なものとならないと批判されている。<sup>(9)</sup> またこの会議に対し、供給国は核兵器の拡散を防止することよりも、国際的な原子力市場においてそれらの国の技術的支配を維持することに関心があるのではないかという疑惑が、開発途上国の間で生じている。<sup>(10)</sup>

次に、ガイドラインの実質的内容に関して、特に核物質、施設または技術の供給の制限に関して、開発途上国は、これらの制限が先進技術の移転に基づく南北の協力という概念全体に反するものと考えた。<sup>(11)</sup> すなわち従来の核兵器国と非核兵器国という対立ではなく、供給国と受領国という国家群に分離し、前者による後者の技術的支配という側面への批判であり、Subrahmanyam は、「これは、新植民地主義及び技術的覇権の表明とみられている」と説明している。<sup>(12)</sup>

最後に、このガイドラインの核供給の制限に関する条項は NPT 当事国にも適用されるものであるので、NPT

第四条との関連で批判が提出されている。Goldschmidt は、「世界中での原子力が増大し発展する中で理解しうるものであったとしても、機微な技術の移転に対する制限は、NPT 第四条で与えられた約束の違反と解釈されるであろう<sup>(13)</sup>」と述べているし、Kahn も、「非核兵器国の義務は一方的に増加され、核兵器国の約束は減少させられた。これは非核兵器国、特に開発途上国において、NPT に対する信頼を著しく損なった<sup>(14)</sup>」と主張しているように、NPT 当事国の間において、NPT 成立時における核兵器国と非核兵器国の義務のバランスが、非核兵器国、特に開発途上国に不利に適用されてきたことに対する強い不満が存在している。

このような開発途上国の考えは、一九七八年の第一回国連軍縮特別総会でも強く主張され、その最終文書第六八項は、「不拡散措置は、各国の優先度、利益、必要に従って、経済的社会的開発のための原子力平和利用のプログラムを適用し開発するというすべての国の不可譲の権利の完全な行使を害してはならない。開発途上国の特別の必要を考慮しつつ、すべての国はまた、原子力平和利用のための技術、装置、物質にアクセスし、自由に取得できるべきである。……」と規定し、開発途上国の見解を採り入れている。

一九七六年一月の実質的合意の後、各核供給国はそのガイドラインを最低基準としつつ、それぞれの不拡散政策を展開していった。米国を中心とし、さらにカナダ、オーストラリアなどの国々は、全面的保障措置の適用や機微な核物質、施設、技術などの禁輸を含む極めて制限的な原子力輸出政策を採用していった<sup>(15)</sup>。他方、フランス、西ドイツ等の諸国は、全面的保障措置の適用を核輸出の条件とせず、核物質等の輸出に関してそれほど制限的ではなかった。しかし再処理施設の輸出に関しては、両国は制限的な方向に進んでいく。まずフランスに関して言えば、一九七五年の韓国との再処理施設の輸出協定は、米国の圧力により韓国が断念したことにより失効したし、一九七五年のパキスタンとの同様の協定も、再処理施設に代わる施設の輸出を提案し、パキスタンはそれを拒否したため

再処理施設は輸出をされていない。そしてフランスは一九七六年二月に、もはや再処理施設のための二国間協定を締結しないという声明を発表した。<sup>(16)</sup>西ドイツは、一九七五年にブラジルとの間で、再処理施設及びウラン濃縮施設などを輸出する協定を締結した。しかし一九七七年六月に、西ドイツ政府は、すでに締結された協定は尊重するが、核兵器の拡散につながるようなものの輸出は当分の間許可しないという声明を発表した。<sup>(17)</sup>

- (1) Henry A. Kissinger, Nuclear Nonproliferation, Statement before the Senate Committee on Government Operations, March 9, 1976, *Department of State Bulletin*, March 29, 1976, pp. 405—411.
- (2) Constance D. Hunt, "Canadian Policy and the Export of Nuclear Energy", *University of Toronto Law Journal*, Vol. XXVII, No. 1, Winter 1977, p. 83.
- (3) C. F. Barnaby, "The Role of the Reactor Exporting Countries", C. F. Barnaby (ed.), *Preventing the Spread of Nuclear Weapons*, 1969, pp. 203—212.
- (4) Mason Willrich, "Nuclear Power Development and Nuclear Weapon Proliferation", Ann W. Marks (ed.), *NPT: Paradoxes and Problems*, 1975, pp. 70—71.
- (5) *Communications Received from Certain Member States Regarding Guidelines for the Export of Nuclear Material, Equipment or Technology*, INF/CIRC/254, February 1978.
- (6) Gerard Smith and George Rathjens, "Reassessing Nuclear Nonproliferation Policy", *Foreign Affairs*, Vol. 59, No. 4, Spring 1981, p. 879.
- (7) Andrew J. Pierre with Claudia W. Moyné, *Nuclear Proliferation: A Strategy for Control*, 1976, pp. 37—39.
- (8) Steven J. Baker, "Monopoly or Cartel?", *Foreign Policy*, No. 23, Summer 1976, pp. 202—220. 核兵器のコントロール

- ミシェルメンデルバウム「A Nuclear Exporters' Cartel」, *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 33, No. 1, January 1977, pp. 42—50. ; Abraham Ribicoff, "A Market-Sharing Approach to the World Nuclear Sales Problem", *Foreign Affairs*, Vol. 54, No. 4, July 1976, pp. 764—787. ; Steven J. Baker, "Why Not a Nuclear Fuel Cartel?", *Arms Control Today*, November 1975, in William H. Kincaide and Jeffrey D. Porro (eds.), *Negotiating Security*, 1979, pp. 152—156. ; Mason Willich and Philip M. Marston, "Prospects for a Uranium Cartel", *Orbis*, Vol. XIX, No. 1, Spring 1975, pp. 166—184. 参照。
- (9) William O. Doub and Eugene R. Fidell, "International Relations and Nuclear Commerce : Developments in United States Policy", *Law and Policy in International Business*, Vol. 8, No. 4, 1976, p. 956.
- (10) Charles K. Ebinger, *International Politics of Nuclear Energy*, 1978, p. 58.
- (11) D. A. V. Fischer, "Export Policy and Non-Proliferation : The Developing Country Perception", AIF International Conference on Regulating Nuclear Energy, in GPO, *Reader on Nuclear Nonproliferation*, 1978, p. 154.
- (12) K. Subrahmanyam, "The Nuclear Issue and International Security", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 33, No. 2, February 1977, p. 19.
- (13) Bernhard Goldschmidt, "A Historical Survey of Nonproliferation Policies", *International Security*, Vol. 2, No. 1, Summer 1977, p. 80.
- (14) Munir Ahmad Kahn, *Nuclear Energy and International Cooperation : A Third World Perception of the Erosion of Confidence*, 1979, p. 24.
- (15) このような原子力輸出政策の変更に伴い、一九六〇年の日本とカナダの間の原子力平和利用協力協定は、一九八〇年九月二日に改正されたし、一九七二年の日本とオーストラリアとの間の原子力平和利用協力協定は、一九八二年八月一七日に新協定に取ってかわられた。

(16) フランスの新しい核政策に関しては、Pierre Lellouche, "France in the International Nuclear Energy Control-

versy : A New Policy under Giscard d'Estaing", *Orbis*, Vol. 22, No. 4, Winter 1979, pp. 951—965. 参照。

(17) 各国の新しい核輸出政策に関しては、B. Sanders, "Nuclear Exporting Policies", SIPRI, *Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation*, 1979, pp. 241—250. 参照。

#### 四 米国の新しい不拡散政策

##### (一) フォード政権の政策

米国は、一方で核供給国間の協議を進めながら、またその核供給国間での協議において米国の主張が全面的には受け入れられないことにより、原子力に関する国内政策を決定し、それに基づいて国際的な原子力取引きに影響を与える方向へと進んでいった。

まず一九七六年一〇月二八日、フォード大統領は新しい原子力政策を発表した。そこにおいて大統領は、プルトニウム再処理及びリサイクリングは、それらと結びついていゝる拡散の危険を国際社会が効果的に克服できると結論する正当な理由が存在しない限り、行なうべきではないと決意したこと、また拡散の回避は経済的利益に優先しなければならぬと考へていることを明らかにした。さらに具体的政策として、プルトニウムの分離を行なうことなる核燃料の化学的再処理の商業化の延期の決定に一致するよう国内政策を変更すること、並びに、すべての国家に対し、再処理及び濃縮の技術と施設の移転を、少なくとも三年間そのような機微な輸出やコミットメントを回避

することに、最大制限するよう要請することなどを決定した。<sup>(1)</sup>

この政策に関し、当時軍備管理軍縮庁(ACDA)の長であった Pike は、まず優先順位を明確にしなければならぬとして、原子力の破壊的脅威を防止することは、たとえそれが経済的利益に一定の犠牲を強いることになっても行なわなければならないこと、さらに、プルトニウム燃料経済に飛び込む前にその危険とそれをコントロールする我々の能力を厳格に検討しなければならないと述べ、その技術的根拠として、国際的保障措置の最も根本的な限界は、それが核物質に対する物理的コントロールを行なっていないことであり、もしプルトニウムや高濃縮ウランが原子炉の燃料として用いられるならば、国家は警告が発せられるよりずっと前に多くの核爆弾を製造してしまっているであろうと説明している。またこの政策とNPT第四条二項との関連については、この危険な技術の移転を促進するという約束は、核技術援助の合意に含まれるものではなく、さらに多くの国が核兵器を取得するのを「いかなる方法によっても援助しない」という合意に従属するものであると述べ、この措置はNPTに違反しないばかりか、NPTに一致したものであることを強調した。<sup>(2)</sup>

フォード政権の新しい政策以前においてもすでに、プルトニウムが拡散した場合の危険性は指摘されていたし<sup>(3)</sup>、ウラン濃縮施設の拡散の危険性も注目されていた。<sup>(4)</sup> さらに、保障措置について、現在の保障措置制度は核物質の拡散を防止できないこと、及び変化しつつある技術に十分対応できないという主張も行なわれていた。<sup>(5)</sup>

米国の新しい政策は、米国内で多くの支持を得ており、たとえば Wohlstetter は、基本的な問題は、今後一〇年位で多くの国は協定に違反することなく数時間のうちに爆弾を作れるような状態になることであると述べ、そのためには現在の原子炉でプルトニウムを燃料として用いないことが必要であるとし、具体的には、分裂性物質へのアクセスの拒否、米国におけるプルトニウム分離の決定の五年から一〇年の延期、高濃縮ウラン及びプルトニウムを



使用しない燃料サイクルへの圧力、ウラン濃縮及びプルトニウム分離施設の輸出禁止の継続などの措置をとるよう主張していた。<sup>(6)</sup>

核兵器不拡散に関する新しい政策の中で、プルトニウム導入の問題が中心的なものとなってきたが、その根拠は、核爆発装置の取得を禁止するだけでは不十分であり、それに先立つ核爆発装置を取得する能力をも禁止しなければならぬという考えである。このような考えは、Guhin が、「学者達が『核兵器プログラムの急速な発展の前提条件を禁止すること』と述べているものに向けられている不拡散の努力は、今日まだ必要であるしさらに緊急のものとなっている。」<sup>(7)</sup>と述べているところにも明確に表明されているし、Ridout も同様に、「拡散問題を解決する鍵となるのは、核爆発物質を生産する国家能力の発展を防止することである」と主張している。<sup>(8)</sup>

フォード政権の新しい原子力政策の中心は、プルトニウム再処理及びリサイクリングの延期の決定を国内的に実施することであるが、真のねらいは、再処理施設を売ることの危険性をフランス及び西ドイツに認識させることであつた。<sup>(9)</sup>

## (二) カーター政権の政策

カーター政権の新しい原子力政策は、一九七七年四月七日に発表された。これはフォード政権の政策を引き継ぐと共に、さらにそれを発展させたものであり、カーター政権においては核兵器不拡散問題に極めて高い優先度が与えられ、それは国内政策及び外交政策における最も重要な問題の一つとして取り扱われていた。<sup>(10)</sup>

その新しい政策の声明において、カーター大統領は、まず世界的な原子力の利用には、その構成物が核兵器に転

用されるという重大な危険が伴うことを指摘し、NPTは不十分でありさらに措置がとられなければならないこと、すなわち核兵器や爆発能力の一層の拡散という危険が存在し、これらの危険は、プルトニウム、高濃縮ウランなどに直接アクセスできるような機微な技術の一層の拡散により、広く増大するであろうという見解を示し、以下の七項目にわたる決定を行なった。

- (1)米国の原子力プログラムで生産されたプルトニウムの商業的再処理及びリサイクリングの無期限の延期。
- (2)米国の増殖炉計画の変更と代替的増殖炉の優先及び増殖炉の商業的利用の延期。
- (3)核兵器に使用しうる物資への直接のアクセスを含まないような代替的核燃料サイクルの研究の促進。
- (4)国内及び外国の需要に対し、核燃料を十分適時に供給できるように米国のウラン製造能力の増大。
- (5)他国に対し核燃料供給契約を提示し、その核燃料の引渡しを保証するための立法措置の提案。
- (6)ウラン濃縮及び化学的再処理を可能にするような施設又は技術の禁輸の継続。
- (7)核爆発能力の拡散を減少させつつすべての国のエネルギー目的を達成しうるような広範な国際的アプローチと枠組につき、供給国と受領国との協議の継続、特に国際核燃料サイクル評価計画の設置の探究。

これら七項目にわたる政策の内容の中心は、プルトニウム再処理及びリサイクリングの禁止、並びに低濃縮ウランの供給確保であり、形式的には国内政策の形をとっているが、米国の原子力援助を受けている国は当然にこれらの決定の影響を受けるし、大統領自身も、「この一方的行為により我々は一つの基準を示すことができるのであり、再処理能力を現在持っていない国は将来その能力を取得しないことを希望している」と述べているように、米国がまず模範を示すことにより、他国も同様の基準を受け入れることを希望するとともに、他国に同様の基準を要求していくこうとするものであった。<sup>(12)</sup>

カーター大統領は、大統領に選出される以前においても、核兵器拡散の危険及びその対応措置の必要を強調しており、「原子力の普及は、多くの国への核兵器の拡散を意味するであろう。……プルトニウム再処理施設がIAEAの査察を受けていても、またそれを管理している国がNPTの当事国であるとしても、プルトニウムの貯蔵は、危機の際には、国際社会の効果的な制裁の恐れなしに核兵器に転用されうるであろう」と、極めて厳しい見解を表明していた。カーター政権において核兵器不拡散問題を担当していたNye 国務次官補は、プルトニウム経済の導入と保障措置の関連について、「もし世界中が、現在使用されている原子炉及びそのための低濃縮ウラン燃料のみを使用し、プルトニウム抽出のための使用済み燃料を決して再処理せず、濃縮施設の数を制限し、かつ増殖炉を開発しないならば、現在の国際保障措置制度は極めてうまく働くだらうし、原子力の商業的利用と軍事利用を相互に分離する問題も適切に解決されるであろう」と述べ、新しい政策の背景を説明している。<sup>13)</sup>

カーター政権の新しい政策に決定的な影響を与え、またその政策の科学的、技術的及び理論的根拠となっているのは、二二名の各界の専門家よりなる原子力政策研究グループにより作成され、一九七七年三月に提出された *Nuclear Power Issues and Choices* と題する報告書である。

この報告書は、まず不拡散戦略の基本的要素のうち、国際的措置として、(1)NPTの支持、(2)IAEAの支持、(3)NPTの補完、(4)他の供給国との調整、(5)リサイクル及び増殖炉に関するデータや分析の交換、(6)低濃縮ウラン供給国による調整された行動、(7)使用済燃料貯蔵及び核廃棄物処理、(8)平和目的核爆発への反対を挙げ、さらに国内的措置として、(1)プルトニウム再処理とリサイクリングの延期、(2)増殖炉計画を重視しないこと、(3)エネルギー研究及び計画で原子力の優先度を下げること、(4)原子力の促進の回避、(5)濃縮施設の秩序正しい拡大、(6)プルトニウム分離及び濃縮技術の輸出禁止、(7)核輸出は米国の安全保障上の利益及び義務並びに不拡散政策に合致する場合

にのみ認可することの措置をとることを勧告していた。<sup>(15)</sup>

この報告書は、プルトニウム再処理及びリサイクリングに関し以下のように結論している。

再処理及びリサイクリングから生じる最も重大な危険は、国家的兵器能力が拡散し、燃料サイクルにおいてプルトニウムに関するテロリストの危険が増大することである。このような状況において、再処理は米国により無期限に延期されるべきであり、現存する施設の完成や稼動に補助金を与える何らの努力もなされるべきではないと我々は考える。米国は、この費用を削減し、世界的に再処理に代わるものを利用できるように努力すべきであり、プルトニウムの分離及び使用を差し控えるよう求めるべきである。<sup>(16)</sup>

増殖炉に関する報告書の結論は以下の通りである。

我々の分析に基づき、LMFBRの早期の商業的導入には経済及びエネルギー供給保証の点ではほとんど利益はないと結論する。増殖炉の導入が一〇年、二〇年あるいはそれ以上延期されても、米国の経済的健全性やエネルギー供給保証に重大な影響を与えることはないであろう。低濃縮ウランの世界的市場が存在する限り、同様の結論は他の国々にもあてはまるように思える。増殖炉導入に伴う社会的コストから考えるとそれは延期されるべきである。<sup>(17)</sup>

核輸出政策に関して、報告書は以下のように結論している。

最も重要な米国の政策は、プルトニウム経済の問題性及び危険についての国際的合意をつくり出し、プルトニウム再処理及びリサイクル並びに増殖炉に対しても慎重なアプローチをとるよう奨励することである。そのような合意の中において、最も重大な拡散の危険を伴う技術の普及を禁止する輸出政策を追求することが可能になるであろう。<sup>(18)</sup>

原子力平和利用へのプルトニウムの導入という新しい問題に対処するためカーター政権がとった政策を支持するものとして、たとえば Glinisky は、原子力平和利用の拡大に伴いプルトニウムが導入されようとしているが、プ

ルトニウムが核兵器に用いられる可能性を保障措置は適切に防ぐことはできないので、プルトニウム経済に進むべきではないと主張していた<sup>(19)</sup>。Rowen は、保障措置の意味について、「我々の考えによれば、国際保障措置はほとんど有効性をもたないメカニズムであり、危険な技術や物質の移転を合法化するという副次的効果をもつメカニズムである<sup>(20)</sup>」と述べ、保障措置に全く信頼を置かない米国の政策を支持していた。

### (三) 一九七八年核不拡散法

カーター大統領は、新しい原子力政策の発表後、一九七七年四月二七日に「一九七七年核不拡散政策法案」を議会に提出した<sup>(21)</sup>。それは、議会における多くの提案と調整された後、「一九七八年核不拡散法 (Nuclear Non-Proliferation Act of 1978)」として一九七八年三月一〇日に施行された。

この法律は、核爆発装置または核爆発装置を製造もしくは入手する直接の能力の拡大が、米国の安全及び世界の平和と発展への継続的な国際的進歩に対する重大な脅威であるという考え、並びに拡散防止のため原子力平和利用活動に対する国際的保障措置及び規制の有効性を高める必要があるという考えに基づき制定されたものである。一九七七年四月の政策は主として国内向けのものであったが、この核不拡散法は、米国が各国と締結する原子力協力協定を通じて、米国の不拡散政策を国際的に実施していこうとするものである。

一九五三年の「平和のための原子力」プログラムに基づき締結された米国と各国との原子力協力協定においては、(1) 移転されたすべての核物質及び施設に保障措置が適用されること、(2) 移転されたすべての核物質及び施設が平和目的にのみ利用されること、(3) 米国の承認なしにそれらが第三国に再移転されないこと、そして一定の国との間において、(4) 米国から供給された核燃料は米国の承認なしには再処理されないこと、という四つの条件が課せら

れていただけであつた。

一九七八年核不拡散法によれば、(1)の保障措置に関しては、非核兵器国の場合一定の期間の後、輸入国のすべての平和的原子力活動に IAEA 保障措置が適用されなければならず、全面的保障措置が条件とされている。(2)の平和利用の約束に関しては、核兵器と平和目的核爆発装置の両方を含む核爆発装置として規定し、輸出された核物質、施設、技術あるいはそれらを通じて生産された特殊核物質が核爆発装置またはその研究開発のために使用されないこと、並びにいかなる軍事利用にも用いられないという保証を得ることを条件としている。(3)の再移転に関しても、移転された核物質や施設のみならず、新たに機微な核技術及びそれらを通じて生産された特殊核物質の再移転について米国の事前の承認を条件とし、再移転される第三国においても米国の原子力政策の条件に合意することを必要としている。(4)に関しては、再処理に関する事前の承認を一般的なものとするとともに、濃縮その他の物質の変形についても米国の事前の承認を条件としている。

さらに新しい条件として、輸出された核物質や施設及びそれらに関連する特殊核物質に対して輸入国は物理的防護措置をとること、輸入国が核爆発装置を爆発させたり、IAEA 保障措置を破棄または停止した場合には、米国は移転した核物質や施設、それらに関連する特殊核物質の返還を要求する権利をもつこと、米国の援助に関連するプルトニウム、ウラン二三三及び二〇%以上濃縮されたウラン二三五は、米国の事前の承認を得ていない施設には貯蔵できないこと、移転された機微な核技術の使用により生産された特殊核物質及び建設された核施設についても、上述の不拡散の条件のすべてが適用されることが規定されている。<sup>(22)</sup>

核不拡散法に定められた条件は、米国から新たな原子力援助を受ける場合に適用されるだけではない。すでに存在している原子力協力協定についても、これらの条件が受諾されるよう大統領は再交渉を行なわなければならない

い。このようにその適用範囲が極めて広いものであること、また輸入国の原子力活動に対する米国の承認の権利を広く規定していることからして、この核不拡散法は、輸入国の原子力活動に対する米国の権限を著しく拡大するものであるとともに、第三国の原子力活動をも一定の範囲で規律し、世界中のほとんどの原子力活動に対し米国の核不拡散政策を適用していかうとするものである。<sup>(23)</sup>

米国は、一九七五年以来核供給国との協議を通じて不拡散に関する国際的な基準の設定を追求してきており、実際に一定の基準に関して供給国の間に合意が見られたが、その基準は米国の政策とは大きくかけ離れたものであった。このような状況において、核供給国間で合意された基準とは異なり、さらに厳しい条件を規定した核不拡散法を制定したのは、不拡散問題に対処するための国際的協力による解決に米国は満足せず、米国のみによっても米国の基準に従った不拡散政策を国際的に実施すべきであると考えたからである。したがって、米国と他の核供給国の間には、不拡散問題に対する大きな認識の相違が存在していた。

- (1) Statement by President Ford: Nuclear Policy, October 28, 1976, *Department of State Bulletin*, Vol. LXXV, No. 1952, November 22, 1976, pp. 629—639.
- (2) Fred C. Iklé, "Illusions and Realities about Nuclear Energy", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 32, No. 8, October 1976, pp. 14—17.
- (3) Bernard T. Feld, "The Menace of a Fission Power Economy", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XXX, No. 4, April 1974, pp. 32—34.; Bernard T. Feld, "Making the World Safe for Plutonium", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XXXI, No. 5, May 1975, pp. 5—6.
- (4) Peter Boskma, "Uranium Enrichment and the Proliferation of Nuclear Weapons", SIPRI, *Nuclear Proliferation*

- Problems*, 1974, pp. 99—112.; James J. Glackin, "The Dangerous Drift in Uranium Enrichment", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 32, No. 2, February 1976, pp. 22—29.
- (5) Adlai E. Stevenson III, "Nuclear Reactors: America Must Act", *Foreign Affairs*, Vol. 53, No. 1, October 1974, pp. 66—67.
- (6) Albert Wohlstetter, "Spreading the Bomb Without Quite Breaking the Rules", *Foreign Policy*, No. 25, Winter 1976—77, pp. 88—96 and 145—179. 國際原子能機構年報 1976—77, Michael Nacht, "The United States in a World of Nuclear Powers", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 430, March 1977, pp. 162—174. 參照。
- (7) Michael A. Gubin, *Nuclear Paradox: Security Risks of the Peaceful Atom*, 1976, p. 47.
- (8) Abraham A. Ribicoff, "A Market-Sharing Approach to the Nuclear Sales Problem", *Foreign Affairs*, Vol. 54, No. 4, July 1976, p. 769.
- (9) John Gorham Palfrey, "U. S. Nuclear Export Policy" *Arms Control Today*, November 1976, in William H. Kincaide and Jeffrey D. Porro (eds.), *Negotiating Security*, 1979, p. 157.
- (10) President Carter Announces Decisions on Nuclear Power Policy, April 7, 1977, *Department of State Bulletin*, Vol. LXXVI, No. 1975, May 2, 1977, pp. 429—433.
- (11) *Ibid.*, p. 432.
- (12) Michael Brenner, "Carter's Nonproliferation Strategy: Fuel Assurances and Energy Security", *Orbis*, Vol. 22, No. 2, Summer 1978, p. 333.
- (13) Jimmy Carter, "Three Steps Toward Nuclear Responsibility", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 32, No. 8, October 1976, p. 9.



- (4) Joseph S. Nye Jr., "Planning a Safeguardable Nuclear Future", *Department of State Bulletin*, Vol. LXXVII, No. 1998, August 8, 1977, p. 186. カーター政権の原子力政策の内容を関心した「ケンビー」Joseph S. Nye, "Time to Plan for the Next Generation of Nuclear Technology", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 33, No. 8, October 1977, pp. 38—41.; Joseph S. Nye, "Balancing Non-Proliferation and Energy Security", Speech at the Uranium Institute, London, England, in GPO, *Reader on Nuclear Nonproliferation*, 1978, pp. 336—361.; Joseph S. Nye, "Non-Proliferation: A Long-Term Strategy", *Foreign Affairs*, Vol. 56, No. 3, April 1978, pp. 601—623.; Paul C. Power, "The Carter Anti-Plutonium Policy", *Energy Policy*, Vol. 7, No. 3, September 1979, pp. 215—231. 参照。
- (5) Report of Nuclear Energy Policy Study Group, *Nuclear Power Issues and Choices*, 1977, pp. 298—299.
- (9) *Ibid.*, p. 333.
- (17) *Ibid.*, p. 363.
- (8) *Ibid.*, p. 388.
- (9) Victor Gilinsky, "Nuclear Energy and the Proliferation of Nuclear Weapons", Albert Wohlstetter et al., *Nuclear Politics: Fuel Without the Bomb*, 1978, pp. 83—91.; Victor Gilinsky, "International Discipline Over the Use of Nuclear Energy", Albert Wohlstetter et al., *Nuclear Politics: Fuel Without the Bomb*, 1978, pp. 73—82.; Victor Gilinsky, "Plutonium, Proliferation and the Price of Reprocessing", *Foreign Affairs*, Vol. 57, No. 2, Winter 1978—1979, pp. 374—386. 同巻の「ケンビー」Albert Wohlstetter et al., *Swords From Plowshares: The Military Potential of Civilian Nuclear Energy*, 1979.; J. Rotblat, "Controlling Weapons-Grade Fissile Material", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 33, No. 6, June 1977, pp. 37—43.; Paul L. Leventhal, "The International Regulation of Nuclear Energy: Approaches to the Prevention of Nuclear Fuel to Military Uses", *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 16, No. 3, 1977, pp. 453—456.; Paul L. Leventhal, "Proposed United States

- Agenda for Proliferation Control", A Background Paper for the January 11, 1977 Meeting of the Current Issue Review Group on Nuclear Proliferation, in GPO, *Reader on Nuclear Nonproliferation*, 1978, pp. 261—271.;
- Frank Barnaby, "Nuclear Power and Proliferation", *New Scientists*, July 2 1977, pp. 168—170. 参照。そのうち極端な見解として 'Gangl 氏' 「不拡散は jus cogens の性質を認め、規範的価値を認め、平和的な核技術及び物質の売却は禁止される」と主張している (Walker T. Gangl, "The Jus Cogens Dimensions of Nuclear Technology" *Cornell International Law Journal*, Vol. 13, No. 1, Winter 1980, pp. 63—87.)°
- (28) Ryukichi Imai and Henry S. Rowen, *Nuclear Energy and Nuclear Proliferation: Japanese and American Views*, 1980, p. 136.
- (29) Nuclear Nonproliferation Policy Act of 1977. Transmitted to the Congress, *Department of State Bulletin*, Vol. LXXVI, No. 1977, May 16, 1977, pp. 477—480.
- (22) 一九七八年核不拡散法の分析として、Ronald J. Bettrauer, "The Nuclear Non-Proliferation Act of 1978", *Law and Policy in International Business*, Vol. 10, No. 4, 1978, pp. 1105—1180. 及び W. H. Donnelly, "Applications of U. S. Non-Proliferation Legislation for Technical Aspects of the Control of the Fissionable Materials in Non-Military Applications", SIPRI, *Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation*, 1979, pp. 199—240. 参照。
- (23) Anthony G. McGrew, "Nuclear Revisionism: The United States and the Nuclear Nonproliferation Act of 1978", *Millennium: Journal of International Studies*, Vol. 7, No. 3, Winter 1978—1979, p. 249.

## 五 国際核燃料サイクル評価（INFCE）

カーター大統領は一九七七年四月七日の原子力政策の発表において、国際的アプローチの一つとして、国際核燃料サイクル評価計画の設置を探究することを挙げており、米国のイニシアティブにより、一九七七年一〇月一九日に国際核燃料サイクル評価（INFCE）が開始された。その設立総会においてカーター大統領は、「原子力平和利用の必要は強調されすぎていると感じているので、ここに出席している国家及び他の国家が、経済的考慮からのみこのエネルギー源にたよるのならそれに代わるものを評価するよう希望する」と述べ、「INFCEにおいて、生活水準をあげ、代替的燃料供給を効果的かつ十分に発展させ、エネルギーが最適な程度に保持され、核破壊の脅威を最小限にすることを確保するために協力しうる共通の基礎を見出しうる」と信じる<sup>(1)</sup>と、INFCEを開催する理由を明らかにしていた。

INFCEは、エネルギー供給あるいは平和的原子力開発を害することなく、核兵器拡散の危険を最小限にするための効果的な措置をとるための方法を探究するに際して、技術的な側面での検討の場を設け、各国の政策の基礎となる技術的側面で合意を形成しようとするものであった。したがって、設立総会において参加国は、INFCEが技術的及び分析的検討であつて交渉ではないこと、検討の結果は各国の原子力政策の立案の際に、並びに原子力協力及び関連する規定及び保障措置に関する国際的な討議の際に考慮されるために送付されるものであり、参加国はINFCEの結果に拘束されないことに合意していた。

INFCEは、(1)核燃料及び重水の入手可能性、(2)濃縮の入手可能性、(3)不拡散と両立する国家的ニーズのため

の技術、核燃料と重水、及びサービスの長期供給保証、(4)再処理、プルトニウムの取り扱い、リサイクル、(5)高速増殖炉、(6)使用済み燃料の管理、(7)廃棄物管理及び処分、(8)新型核燃料サイクル及び新型原子炉の概念、の各検討項目につき作業部会を設け検討を行なった。

INFCEは、純粋に技術的検討の機関として設置されたのであるが、INFCEが検討する問題は、軍事的安全保障、エネルギー供給保証、経済的及び環境へのインパクト、開発の程度や内容への影響など基本的な政治的諸問題にかかわっており、INFCEの手続は、全体的に国際的な核技術協力というよりも外交的交渉のようであると言われている。<sup>(2)</sup>

このINFCEに臨む態度において、米国と、西欧諸国及び日本との間には大きな差異があった。米国は軍事的安全保障の側面を重視し、拡散の点からみてプルトニウムの再処理及び使用がもっとも核兵器につながるやういので、現在の原子炉におけるonce-throughサイクル、すなわち低濃縮ウランを用いて使用済み燃料を再処理しないサイクルが十分な保護を与える唯一のものであると考えた。西欧諸国及び日本の立場は正反対であり、その主要な関心はエネルギーの確保であった。それらの国は原子力の発展には楽観的であり、ウランの供給に悲観的であった。しかし米国は、INFCEの会合の前に、INFCEの結果がでるまで再処理及び増殖炉のモラトリアムを他国に要請しており、「このことは、米国自身がINFCEの結果を待たないで、米国の見解を前もって強制しようとするものである」と批判されていた。<sup>(3)</sup>

INFCEは一九八〇年二月二十五日の最終総会においてコミュニケを採択し、その任務を終了した。そのコミュニケは、(1)原子力は世界のエネルギー需要を満たすため広く利用されるし、またされるべきである、(2)開発途上国の特別のニーズを満たすための効果的な措置がとられうるし、またとられるべきである、(3)エネルギー供給また

は原子力平和利用の開発を害することなく核拡散の危険を最小限にとどめるための効果的な措置がとられうるし、またとられるべきである、という見解がINFCCEによりさらに強化された<sup>4)</sup>と述べている。

核不拡散の側面に関して、INFCCEの報告書は、「核兵器を製造するという政府の決定は政治的考慮により動機づけられる明らかに政治的な決定であり、この研究の範囲外のことである。INFCCEの関心は、そのような決定の実施の際に核燃料サイクルが悪用されるかもしれない技術的側面のみにかかわっている。……さまざまな燃料サイクル間で異なる悪用の可能性の程度を判断するのは簡単ではない。評価の質的性質、さまざまな燃料サイクルの発展段階の相違、完全な燃料サイクルが個々の国家に存在する範囲、実施される技術的保障措置や制度上の改善の進化的性質を考慮するならば、さまざまな燃料サイクルからの転用の危険性に関して、現在及び将来において有効であるような単一の判断はなしえない<sup>5)</sup>」と分析しており、さらに核兵器拡散の危険の最小化に関して、「作業部会は、エネルギー供給または原子力平和利用の開発を害することなく、核兵器取得のため燃料サイクルが悪用される危険を最小限にする多くの手段を識別し分析した。これらの手段には、技術的措置、改善された保障措置、及び制度的取決めが含まれる。……要約すれば、技術的措置は盗難の危険を減少させるには強力な効果をもつが、拡散の危険を減少させるのには限られた効果しかもたない。保障措置は技術的手段よりもさらに重要であり、技術的措置よりも潜在的にもっと重要なのは制度的措置であると判断された<sup>6)</sup>」と述べている。

上述の報告から明らかであるように、まず第一に、さまざまな核燃料サイクルと核拡散の危険との関連について、米国の主張、すなわち once-through サイクルよりプルトニウム・リサイクルや増殖炉サイクルの方が危険であるという主張は必ずしも合意されなかった<sup>7)</sup>。第二の点として、INFCCEの目的は技術的な側面から核拡散の危険を最小限にする方法を見出すことであったが、不拡散の技術的手段はそれほど十分ではないことが明らかに

されている。第三に、原子力がエネルギー供給のために広く利用されるべきであるということに合意が見られたという点が挙げられる。

Lellouche は、INFCE に関し、カーター政権は INFCE を開催するにあたって少なくとも二つの政治的目的、すなわち第一に、緊張が緩和されるようなフォーラムを作ること、第二に、米国の立場が技術的及び政治的に正当であると確信させることという目的をもっていたが、現実には第一の目的しか達成されなかったという評価を下している。<sup>(9)</sup> Smith and Rajhans も「INFCE の成果は、米国の立場からすれば失望させるものであった。

……拡散問題は技術的手段により対処しうるし、少なくとも緩和しうるという希望は幻想であることが明らかになった」と、極めて否定的に評価している。<sup>(9)</sup>

他方、Nye による評価はもう少し積極的であり、外交的措置として INFCE は国際核燃料サイクルのための新しい制度についてのコンセンサスの基礎を再構築するのを助けたこと、及び最も重要な点として、INFCE が他国の関心を我々の問題すなわち核拡散に集中させたことを挙げ、どの一つの燃料サイクルも技術的に争う余地なく拡散に抵抗しうるものとして認められなかったことについても、兵器に使用しうる燃料を導入する際にもっと慎重でなければならないという一般的な基礎は置かれたと主張している。<sup>(10)</sup>

(1) *Department of State Bulletin*, Vol. LXXVII, No. 2003, November 14, 1977, pp. 660—661.

(2) U. Farinelli, "A Preliminary Evaluation of the Technical Aspects of INFCE", SIPRI, *Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation*, 1979, pp. 261—262.

(3) Steven J. Warnecke, "Non-Proliferation and INFCE: An Interim Assessment", *Survival*, May/June 1979, p. 118.

(4) *International Nuclear Fuel Cycle Evaluation, INFCE Summary Volume*, 1980, p. 276.

- (5) *Ibid.*, pp. 23—24.
- (6) *Ibid.*, p. 38.
- (7) Philip Gummett, "From NPT to INFCE : Developments in Thinking About Nuclear Non-Proliferation", *International Affairs* (London), Vol. 57, No. 4, Autumn 1981, p. 561.
- (8) Pierre Lelouche, "International Nuclear Politics", *Foreign Affairs*, Vol. 56, No. 2, Winter 1979—1980, pp. 337—338.
- (9) Gerard Smith and George Rathjens, "Reassessing Nuclear Nonproliferation Policy", *Foreign Affairs*, Vol. 59, No. 4, Spring 1981, pp. 884—885.
- (10) Joseph S. Nye, *The International Nonproliferation Regime*, 1980, p. 10.

## 六 新しい不拡散政策への批判

米国を中心として一九七〇年代中期から採用され、国際社会において大きな議論をまきおこした新しい不拡散政策を、核兵器不拡散と原子力平和利用との関連で検討するには、次の三点からの検討が必要となる。まず第一に、米国等の新しい政策の前提となっている考え方、第二に、新しい政策の実施の方法及び他の法的義務との関連に関する問題、そして第三に、核兵器不拡散という目的に対して新しい政策が実効性をもっているのかどうかという問題である。以下においては、これらの諸問題に対するさまざまな考え方を整理しつつ、新しい不拡散政策に対する批判を中心に検討を進める。

## (一) 新しい不拡散政策の前提

米国等の新しい不拡散政策の最も基本となる出発点は、技術的な側面における核拡散の危険性の評価である。すなわち、米国の考えによれば、核燃料サイクルにおいてプルトニウムが使用されるようになると、保障措置の点から考えて拡散の危険が極めて大きくなるので、プルトニウムの使用を禁止すること、及び低濃縮ウランのみを核燃料としプルトニウムを再処理しないで貯蔵する *once-through* サイクルのみを用いることが不拡散のため不可欠となる。

新しい政策の前提となるこの考えに対する第一の批判として、その前提は技術的に必ずしも正しくないという批判がある。Wilrich は、「使用済み燃料の再処理及び増殖炉におけるリサイクリングも、注意深く構成され管理されるならば、政治的にも受諾できるものであるし、同時に拡散に対しても十分抵抗しうるものである」という考えを示しているし、IAEA事務局長の Eklund も、「私は個人的には、核兵器の拡散が原子力の普及と結びついていとは思わないし、さらに進んで、原子力の禁止はそれ自体で核兵器の拡散を防止するとは考えられないと思っている。……また高速増殖炉と拡散の関連は誇張されすぎているというのが私の見解である」と述べている。<sup>(2)</sup>

さらに保障措置に関しても、「適時の警告が技術的に一〇〇%保障されないという理由から、保障措置は意味がなく、従って平和的原子力活動の一部としての再処理及び濃縮は放棄されるべきであると結論するのは適切ではない」と批判されているし、また、「査察が絶対に確かであるということとはありえないが、査察により不可避免的におこる開放的な雰囲気により、ある国が意図的に違反をすることはほとんどありえない。発見されるかもしれないという問題は厳粛なものである」という見解に示されているように、保障措置は技術的に必ずしも完璧である必要は



なく、政治的及び心理的な抑止として作用するよう意図されているものであると考えられる。

燃料サイクルの技術的側面に関して、米国が不拡散の側面から考えて最も好ましいと主張していた *once-through* サイクルは、INFCCEにおいて他のサイクルと比較して必ずしも秀れているとは考えられなかった。したがってこの点においても、米国の技術的な前提は一般的に支持されているわけではない。

さらに、新しい不拡散政策はその対象として原子力平和利用の側面に重点を置いたのであるが、この点も鋭く批判されている。たとえば、Greenhalgh は、「原子力の拡大と核爆発物の開発との間には何の関連もない」と主張しているし、DeLeon も、「米国の不拡散政策の基本的な前提——原子力と核兵器の関連——は、外見だけのものでは、外見だけのものであって真実のものではない。すなわちこの基本的な前提は歴史的記録に一致していない」と批判し、さらに、Start は、「今日、核兵器物質を生産するのに八つの方法があり、その中で低濃縮ウランを用いる商業用原子炉によるルートは、核兵器能力を確立する政治的決定をなした国にとっては最も好ましくない方法である。……再処理技術及び増殖炉の問題と拡散との関連は極めてうすく、またコントロールできるものである」と述べ、原子力平和利用と核兵器拡散の関連は米国が主張するほど緊密でないという見解を示し、米国の主張に反論している。

新しい政策の前提に関する第二の問題は、エネルギー供給と核不拡散の関連についての米国の考えである。米国の立場は、核不拡散がエネルギー供給より常に必ず優先しなければならないこと、及び原子力からのエネルギー供給については米国の濃縮能力を増大し、各国の需要に対し低濃縮ウランを十分供給することにより、他国がプルトニウム経済へ進む必要性は存在しないというものである。

この点について、まず Ina は、「原子力の必要と拡散の危険に関する認識はすべての国にとって同じではないことを認め、エネルギー面からの原子力の正当性を不拡散問題から分離することに合意すべきである」と、米国防

府の政策の変更を求めているし、Kaiserも、「米国の決定と提案は主として米国の立場及び利益を反映しており、他の諸国の問題を十分に考慮していなかった」と、米国とエネルギー事情の異なる国の立場から米国の政策を批判している。

プルトニウムの使用に反対する米国の政策は、西欧諸国及び日本において、エネルギーの供給保証のためのこれらの国の努力を損なうものであり、またこれらの国の再処理や増殖炉計画を妨害する意図をもったものであると考えられたし、<sup>(9)</sup>第三世界において、先進技術へのアクセスを開発途上国に対して否定するものであると考えられていた。<sup>(10)</sup>すなわち、米国以外の多くの国にとって、特に石油危機以降のエネルギー問題の解決方式として、プルトニウム再処理及び増殖炉への発展は、原子力平和利用の当然の方向と考えられており——米国も以前はそのように考えていた——、エネルギー供給が不拡散政策の犠牲にされるべきではないと考えられていた。<sup>(11)</sup>

また、米国が他国のエネルギー需要に対応するために、ウラン濃縮能力を増大し、低濃縮ウランの輸出を保証する政策をとれば、他の国々は再処理や濃縮を開発する必要がなくなるといふ米国の考えは、米国の供給保証の信頼性に問題があるほか、各国はエネルギーにおける独立、国際社会における威信、高度な科学技術の推進などさまざまな要素により自国の再処理や濃縮を發展させようとしているので、他国の支持するところとはならなかった。<sup>(12)</sup>

## (二) 新しい不拡散政策の妥当性

新しい不拡散政策の実施に関して生じる第一の問題は、一九六八年のNPTを中心として形成された「核兵器不拡散」の意味が一方的に変更されているという批判である。NPTにおいて禁止されているのは、「核兵器その他の核爆発装置」の移譲・受領、製造その他の方法による取得、製造の援助であるが、新しい政策では、「核兵器ま

たは核爆発装置の能力」の取得が禁止の対象とされている。このような変更を、*Imai and Press* は、「核兵器の実際の取得という意味から、平和的原子力プログラムに不可欠であると当該国が主張しても、核兵器のための物質の装置を容易にすると疑われるような特定の原子力活動への従事という意味への変更」と説明し、それが非核兵器国にとつての最大の関心事であると述べている。Smart も、NPTにおいて新たな国による核兵器の取得と定義されていた核兵器不拡散は、その後、兵器用分裂性物質——高濃縮ウランあるいはプルトニウム——の取得またはそれを生産する能力の取得をも含むものと実行において解釈されてきているとし、不拡散のルールは、特にすでにNPTに署名した非核兵器国にとつて、ゲームの途中で変えられてしまったと述べ、この変更を厳しく批判している。

第二に、このように「核兵器不拡散」の概念が変更されることにより、NPTによって規律されていなかった原子力活動も、「不拡散」の名の下で規律されるようになることに対し、NPT、特にその第四条との関連で問題が生じてくる。すなわち新しい政策によれば、一定の機微な原子力技術はたとえ保障措置の下にあつても否定されるべきであるという原則が、第四条に優先することになる。<sup>(16)</sup> 米国はこの新しい政策はNPTと矛盾しないと主張し、その根拠として、第一・二条は第四条に優先すること、及び新しい措置は第一・二条の援助禁止の義務に含まれるものであると説明していた。

しかし、七七カ国グループの諸国は、第二回NPT再検討会議において、非核兵器国は条約規定を遵守しているにもかかわらず、ある輸出国は水平的拡散防止という口実の下に、NPTで要求される保障措置を超える制限的措置を一方的に課しているが、このような新しい措置はNPTの文言及び精神に矛盾すると主張しているし、<sup>(17)</sup> フィリピンは、「燃料サイクルのある部分に関する技術の移転を制限する新しい条件は、NPT第四条の基本原則に反している」と批判し、<sup>(18)</sup> スイスも、「非核兵器国は、濃縮及び再処理のためのいわゆる機微な技術及び施設を剝奪され

た。もし不拡散の概念のこの新しい解釈が支配的になるならば、それは全く新しい条約となり、現在の条約当事国の多くは署名しないであろう<sup>(19)</sup>という見解を表明していた。

Dolsar は、「第四条でカバーされる領域における協力を恣意的に制限するような態度は、第四条の下で引き受けた義務と矛盾する<sup>(20)</sup>」と述べ、Birkenbus も、カーターの政策は、保障措置が適用されているか否かにかかわらず、一定の技術及び施設を非核兵器国が取得しないようにするものであり、そのことにより米国はもはや第四条を遵守しておらず、第四条の違反は NPT の契約の中心部分に打撃を与えていると述べ<sup>(21)</sup>、NPT 全体のバランスから批判している。このように核兵器国と非核兵器国の義務のバランスの上に成立している NPT 体制において、第四条や第六条の履行を伴って初めて公平なバランスが確保されるにもかかわらず、第四条の範囲を変更することにより、さらに非核兵器国にとって不利な NPT 体制となる<sup>(22)</sup>。

第三点として、米国の一九七八年核不拡散法は、新しい不拡散政策を実施する方法として、既存の原子力協力協定の再交渉を大統領に命じている。この点に関し、第一回国連軍縮特別総会の最終文書第六九項は、「原子力平和利用の分野における各国の選択と決定は、上述の合意された保障措置が適用されることを条件として、原子力平和利用のための各国の燃料サイクル政策あるいは国際協力、協定、契約を害することなく、尊重されなければならない」と規定し、第二回 NPT 再検討会議においても、七七カ国グループは、「一方的措置が多くの正式の有効な契約の廃棄のために採用され、国家間の関係に重大な問題を引き起こし、ある場合には遅延と費用の追加の原因となった<sup>(23)</sup>」と非難していた。

スイスは、「会議は、国内立法が条約または他の国際協定に含まれている義務、権利及び相互の責任をいかなる方法においても減少させたり、影響を与えてはならないこと、特に漸及的な方法でそうしてはならないことを強調

する」<sup>(24)</sup>という文言が最終文書に含まれるように提案していた。またフィリピンも、「核供給及び協力のためのこれらの新しい条件は、明らかに条約法の基本的な *pacta sunt servanda* の原則、すなわち条約義務は誠実に当事国により履行されなければならないという原則に違反している」<sup>(25)</sup>と主張していた。

また Kahn は、「現存の原子力協力協定を再交渉するよう多くの受領国に強制するための努力は、第三世界の国々の目から見て、国際的な契約や協定の神聖さを著しく損なうものである」<sup>(26)</sup>と述べ、Foch はさらに、「事実上、米国議会は、米国の独占として残っているものを手段として用いることにより、他の人民の領域において立法しようとして試みている」<sup>(27)</sup>と述べ、厳しく非難している。

このように米国の核不拡散法の内容および実施方法に関して、法的観点からまた政治的観点から鋭い批判が投げかけられている。<sup>(28)</sup>

### (三) 新しい不拡散政策の実効性

まず第一に、米国は最初核供給国を招集し、ロンドンで会合を開き、核供給国間の協議によりこの問題を解決しようとしたが、そこにおいては米国の欲する内容に合意が得られなかったため、その後米国は独自に新しい政策をとり一九七八年に核不拡散法を制定する。米国と同じような立場をとる国としてカナダ、オーストラリア等があるが、他の多くの国は米国の政策に同調しなかった。このような状況で米国が独自でその不拡散政策を実施していることにつき、たとえば Smith and Rahjens が、米国の政策を一方的拒否から、同盟国である核能力のある国、さらに開発途上国と緊密に協力し、供給保証を伴った説得にたよる方向に変えるべきであると主張しているように、<sup>(29)</sup>米国の独自の政策は疑問視されていた。

特に実効性の側面から考えた場合、原子力の国際市場における米国の独占の時代は、再処理の分野や濃縮の分野においてもすでに過去のものであり、新しい供給国が出現してきているので、米国の単独の措置は、まだ多くの国の原子力活動に影響力を行使しうるが、必ずしも十分なものではないし、さらに今までの受領国が他の新しい供給国からの輸入に依存するようになる可能性もある<sup>(30)</sup>。Gleisner は、この点に關し、「米国はその輸出政策を通じて単独で核兵器の拡散を停止させることはできない。一方的行為は、経済的な目的も不拡散の目的も両方とも達成しないだろう。すなわち核受領国を他の供給国の方へ追いやるであろうし、信頼できないという雰囲気は非核兵器国による自国の核燃料サービスの迅速な開発を促進するであろう」と詳しく説明している<sup>(31)</sup>。

第二に、米国の不拡散政策はもっぱら技術的な側面からのアプローチであり、その内容の中心は技術的拒否、すなわち核拡散に導きやすい核物質、施設、技術の非核兵器国による取得の禁止にある。この米国の政策に關わる最大の問題は、この新しい政策による技術的措置が核兵器不拡散にとって実効的であるかどうかという問題である。この問題は、原子力平和利用と核兵器不拡散の關連についての米国の認識と他の国々の認識の相違とも關連しているが、米国の新しい政策に対する最大の批判は、原子力平和利用の側面で行かに規制しても、核兵器を製造することを決意した国は原子力平和利用にかかわらず核兵器を製造できるので、米国の政策は実効性をもたないというものである。たとえば Epstein は、今日、平和的な原子炉や核爆発装置の製造に必要な情報はすべて公表されている文献に含まれているので、核兵器を製造しようと決意した国は、核兵器国からの援助の有無にかかわらず、核兵器を製造することができる<sup>(32)</sup>と主張している。Greenwood も、「機微な核技術の移転の禁止は、多くの国がもし核兵器の開発を決心したならば、それを防止することはできないと我々は結論する。しかしそれは兵器計画の進展を遅らせるであろうし、決定過程自体に影響を与えるかも知れない」と述べ、部分的な意義を認めながらも結

論的にはその実効性を否定している。

さらに米政策に対する根本的な批判として、ある国が核兵器を開発するか否かの決定は基本的には政治的な問題であつて、米国の主張している技術的な手段は、核兵器拡散の問題にとつて、長期的に見た場合全く意味がないという主張がある。たとえば Fischer は、「秘密や輸出政策による制限が、核技術の普及に対して短期的なブレーキ以上のものとして役立つという時代は過ぎ去つた。長期的には、実際、禁輸は禁止された果実を取得しようとする禁輸された国の欲望を増大させるであらう。……長期的には、成功の見込みのある制限の形態は、自主的に受諾される制限である。……核技術の普及に対する障害をうちたてようとする努力は、……長期的には効果的でないし、今日でもその価値は疑わしい。……拡散に対する唯一の効果的な障害は政治的なものである」と政治的手段の重要性を論じているし、Fohs も、「拡散の歴史を見るならば、核兵器を製造する努力は常に政治的根拠により決定されてきたのであり、それは原子力平和利用とは全く関連のないものであつた。したがつて拡散を停止させる最善の方法と手段について真剣であるならば、我々は安全保障——軍事的及び経済的安全保障——の問題であるものへの政治的な解決を求めなければならない」と、同様に政治的措施をとるべきであると主張している。

また Schelling も、「物理的拒否及び技術的秘密から、動機や期待を決定するようなものと強調を移さなければならぬ。ある政府が核兵器を製造する能力があるという事実は、その政府が核兵器を製造するということを意味しない」と、政治的動機を強調しているし、Greenwood も、「分裂性物質へのアクセスに対する経済的及び技術的な障害は、不可避的に失敗するであらうから、長期的にみてもつと効果的である制度的及び政治的障害にとつて代えられるべきであることを主張している」。

このように多くの学者は、米国の不拡散政策が技術的な側面に集中していることにつき、短期的には効果がある

ことを否定しないが、長期的にみた場合、その実効性は全く疑わしいと述べ、技術的手段に代わるものとして政治的な手段、すなわちある国が核兵器の取得を望むその動機を減少させ解消させる方向での努力の中においてのみ、核兵器の拡散は防止しようかと考えている。<sup>(88)</sup>

- (1) Mason Willich, "A Workable International Nuclear Energy Regime", *Washington Quarterly*, Vol. 2, Spring 1979, p. 22.
- (2) Sigvard Eklund, "Nuclear Power Development and Non-Proliferation", *Atom*, Vol. 258, April 1978, p. 107.
- (3) Hiroshi Ota, "Non-Proliferation: Risks and Controls", *Japanese Annual of International Law*, No. 22, 1978, pp. 102—103.
- (4) Richard Wilson, "How to Have Nuclear Power Without Weapons Proliferation", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 33, No. 9, November 1977, p. 40.
- (5) Geoffrey Greenhalgh, "Positive Steps Toward Non-Proliferation", *New Scientists*, August 1979, p. 665.
- (6) Peter DeLeon, "Nuclear Power and Nuclear Weapons: The Tenuous Link", *Comparative Strategy*, Vol. 3, No. 1, 1981, p. 61. 原稿の誤植「レ」 Gerard Smith and George Rathjens, "Reassessing Nuclear Nonproliferation Policy", *Foreign Affairs*, Vol. 59, No. 4, Spring 1981, p. 875.; David J. Rose and Richard K. Lester, "Nuclear Power, Nuclear Weapons and International Stability", *Scientific American*, Vol. 238, No. 8, April 1978, p. 391. 挿註。
- (7) Chauncy Starr, "Nuclear Power and Weapons Proliferation: The Thin Link", Speech Presented at the American Power Conference, April 19, 1977, in GPO, *Reader on Nuclear Nonproliferation*, 1978, pp. 418 and 425.



- (18) Ryukichi Imai, "Non-Proliferation : A Japanese Point of View", *Survival*, Vol. XXI, No. 2, March/April 1979, p. 54.
- (19) Karl Kaiser, "The Great Nuclear Debate : German-American Disagreement", *Foreign Policy*, No. 30, Spring 1978, p. 95. 西條 隆雄(カール・カイザー) Bertrand Goldschmidt and Myron B. Kratzer, *Peaceful Nuclear Relation : A Study of the Creation and the Erosion of Confidence*, 1978, p. 47.
- (20) Charles K. Ebinger. *International Politics of Nuclear Energy*, 1978, p. 61. ; Brian Flowers, "Nuclear Power : A Perspective of the Risks, Benefits and Options", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 34, No. 3, March 1978, p. 59.
- (21) Mason Willrich, op. cit., p. 20.
- (22) Richard Sutmeier, "Japanese Reactions to U. S. Nuclear Policy : The Domestic Origins of an International Negotiating Position", *Orbis*, Vol. 22, No. 3, Fall 1978, pp. 651-680. ; C. Allday, "The Importance of Nuclear Fuel Reprocessing", *Atom*, Vol. 249, July 1977, p. 139. ; H. A. Bethé, "The Need for Nuclear Power", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 33, No. 3, March 1977, pp. 59—63. ; Carl Walske, "Nuclear Electric Power and the Proliferation of Nuclear Weapon States", *International Security*, Vol. 1, No. 3, Winter 1977, pp. 94—106. ; Jorge Aja Antonio Espil, "Nuclear Energy in Argentina", *AEI Foreign Policy and Defense Review*, Vol. 6, December 1979, pp. 5—9. ; Thomas L. Neff and Henry D. Jacoby, "Nonproliferation Strategy in a Changing Nuclear Fuel Market", *Foreign Affairs*, Vol. 57, No. 4, Summer 1979, pp. 1123—1143.
- (23) Charles K. Ebinger, op. cit., p. 55.
- (24) Ryukichi Imai and Robert Press, *Nuclear Non-Proliferation : Failures and Prospects*, 1980, p. 10.
- (25) Ian Smart, "Janus : The Nuclear God", *The World Today*, Vol. 34, No. 4, April 1978, pp. 125—126. 西條 隆

著者によつて Karl Kaiser, op. cit., p. 91. 參照。

- (19) William C. Potter, *Nuclear Power and Nonproliferation*, 1982, pp. 215—216.
- (17) NPT/CONF. II/C. II/34, 27 August 1980, paras. 7—8.
- (20) NPT/CONF. II/SR. 5, 13 August 1980, para. 27.
- (21) NPT/CONF. II/SR. 7, 14 August 1980, para. 40.; NPT/CONF. II/C. II/SR. 7, 26 August 1980, para. 46.
- (22) Rudolf Dolzer, "International Nuclear Cooperation: Obligations, Conditions and Options", *Indian Journal of International Law*, Vol. 20, No. 3, July-September 1980, p. 382.
- (23) Jack U. Barkenbus, "Whither the Treaty?", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 36, No. 4, April 1980, pp. 38—39.
- (24) Ryukichi Imai and Henry S. Rowen, *Nuclear Energy and Nuclear Proliferation: Japanese and American Views*, 1980, p.23.
- (25) NPT/CONF. II/34, 27 August 1980, para. 9.
- (26) NPT/CONF. II/C. II/11, 25 August 1980, para. 2.
- (27) NPT/CONF. II/SR. 5, 13 August 1980, para. 27.
- (28) Munir Ahmad Kahn, *Nuclear Energy and International Cooperation: A Third World Perception of the Erosion of Confidence*, 1979, p. 31.
- (29) René Foch, "European Views on Nonproliferation", Eberhard Meller (ed.), *Internationalization: An Alternative to Nuclear Proliferation?* 1980, p. 126.
- (30) 国際社会において、条約義務の一方的変更の可能性は必ずしも排除されていなくともその見解については、E. Szeiglioni, "Unilateral Revisions of International Nuclear Supply Arrangements", *International Lawyer*, Vol. 12, No. 4, 1978,

- pp. 857—862. 参照。
- (81) Gerard Smith and George Rathjens, op. cit., p. 891.
- (82) Bertram Wolfe, "Could America's Nuclear Policy Be Counterproductive?", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 36, No. 1, January 1980, p. 46; Lawrence G. Franko, "U. S. Regulation of the Spread of Nuclear Technology Through Supplier Power: Lever or Boomerang?", *Law and Policy in International Business*, Vol. 10, No. 4, 1978, p. 1204.
- (83) John Dewar Gleissner, "Recent U. S. Efforts to Control Nuclear Proliferation", *Vanderbilt Journal of International Law*, Vol. 10, No. 2, Spring 1977, p. 288.
- (84) William Epstein, *The Last Chance: Nuclear Proliferation and Arms Control*, 1976, p. 169.
- (85) Ted Greenwood, George W. Rathjens and Jack Ruina, "Nuclear Power and Weapon Proliferation", *Adelphi Papers*, No. 130, Winter 1976, p. 29.
- (86) David Fischer, *International Safeguards 1979*, 1979, pp. 9—11.
- (87) René Foch, op. cit., p. 131.
- (88) Thomas C. Shelling, "Who Will Have the Bomb?", *International Security*, Vol. 1, No. 1, Summer 1976, p. 80.
- (89) Ted Greenwood, "Discouraging Proliferation in the Next Decade and Beyond", Ted Greenwood, Harold A. Feiveson and Theodore B. Taylor, *Nuclear Proliferation: Motivations, Capabilities and Strategies for Control*, 1977, p. 94.
- (90) 西澤 昭雄、山本 隆、C. Starr and E. Zebroski, *Nuclear Power and Weapons Proliferation*, 1977, p. 4; Michael A. Gubin, *Nuclear Paradox: Security Risks of the Peaceful Atom*, 1976, p. 69; Thomas A. Halsted, *Nuclear Proliferation: How to Retard It, Manage It, Live With It*, 1977, p. 13; Ryukichi Imai and Robert Press, op. cit.,

p. 26.; Rykichi Imai and Henry S. Rowen, *op. cit.*, p. 14.; William Potter, *op. cit.*, p. 197.; Karl Kaiser, *op. cit.*, p. 103.; Ian Smart, *op. cit.*, pp. 118—127.; Thomas L. Neff and Henry D. Jacoby, *op. cit.*, p. 1142.; Brian Flowers, *op. cit.*, p. 22. 参照。

## 七 核兵器不拡散と原子力平和利用の調和

— むすびにかえて —

一九七〇年代中期以降の新しい状況に対応するため、米国を初めとする核供給国は、個別にまたはグループで新しい不拡散政策を採用していった。核兵器不拡散と原子力平和利用という二つの目的をどのように調和させるべきかという問題に直面して、米国等は核兵器不拡散が原子力平和利用に優先すべきであると考え、技術的な側面から具体的措置を実施していった。NPT体制においては、当然核兵器不拡散が優先すべきであり、それに抵触しない範囲で原子力平和利用が認められる<sup>(1)</sup>ということは、NPT第一・二条と第四条の関連から明白であるが、これら二つの目的を単に優先順位の問題としてとらえ、それによって問題を解決しようとする態度は、この複雑な問題をあまりにも単純にかつ表面的にとらえるものである。

新しい不拡散政策の最大の欠陥は、それがNPTの当事国であるか否かという点を全く考慮しなかったことである。この新しい状況を招いた最も重要な事件である核実験を行なったインドは、NPTの当事国ではない。また西ドイツと核取引を行っていたブラジルもNPT当事国でないし、さらに積極的な核輸出を推進していたフランスもNPT当事国ではない。さらにフランスが再処理施設の供給を約束していたパキスタンもNPT当事国でない

し、一九七四年に米国が大規模な原子力供給を約束したイスラエル及びエジプトもNPT当事国ではなかった。このように、すべてではないにしても、新しい核拡散の危険が指摘される状況の大部分は、NPT非当事国をめぐって生じてきたものであった。

それにもかかわらず、ロンドン供給国クラブのガイドライン及び米国の新しい原子力政策は、それらを適用する際に、相手国がNPTの当事国であるか否かに全く考慮を払っておらず、すべての国に一律に実施されるものであった。したがって、ある国がNPTの当事国となり、条約上の義務として核兵器を製造しないと約束していることは、それ自体核兵器不拡散にとって極めて重要な要素であるにもかかわらず、新しい不拡散政策の適用の際には全く影響を与えなかった。原子力平和利用に関する核供給国の政策は、NPTの当事国であるか否かにもっと重点を置くべきであったし、政策の実施にあたっては、当然にNPT当事国と非当事国を区別し、異なった取り扱いをすべきであったと考えられる。<sup>(2)</sup>

また第四条の履行に関して、すなわち核供給国が核援助を行なう際に、輸入国がNPT当事国であるか否かということも当然考慮されるべきであるにもかかわらず、一九七五年の第一回NPT再検討会議において、当事国に対する援助よりも非当事国に対する援助の方が多かったことが明らかにされた。そのため会議の最終宣言は、「会議は、平和的な原子力施設の継続的な運転に関連する協力を含め、原子力平和利用のための装置、資材、サービス及び科学的技術的情報の提供、有利なまたは他の適切な金融上の取決め並びに原子力分野における技術援助の提供を決定する際には、締約国は、受領国が条約に参加しているか否かに重点を置かなければならないことを勧告する」と規定しているが、実際には、NPT当事国であるか否かという基準以外の基準に従って援助は行なわれている。

このように第四条の履行に関して、NPTの全体の中に具体化されている核兵器国と非核兵器国の義務のバランス

ス、特にこの場合には核供給国と核受領国の義務のバランスが維持されていないばかりでなく、さらに新しい不拡散政策により、一定の機微な核供給はNPT当事国に対しても拒否されているので、そのバランスは後者にとってさらに不利なものとなってきており、NPT体制の矛盾がさらに増加されてきていると考えられる。NPTにより非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置に関して核兵器国の特権的な地位を承認したのであるが、新しい不拡散政策は、一定の原子力平和利用の領域においてもその特権的地位を拡大していこうとする試みであるとも考えられる。

新しい不拡散政策の第二の欠陥は、その実施手段として技術的措置に余りにも重点を置きすぎたことである。これは、核兵器を製造するにはその能力と、意思または動機を必要とするが、非核兵器国が核兵器を開発するのを防止するためにどちらの側面に重点を置いた措置をとるかという問題である。NPTは意思に重点を置き、第二条でNPT当事国である非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置を製造しないことなどを約束している。さらにそれを補完するものとして、第三条ですべての平和的核活動に対しIAEAの保障措置を受諾している。NPTでは、意思に重点を置き、能力に関しては補完的に注意を払っており、NPT成立当時はこれで十分だと考えられていた。

新しい不拡散政策は、NPTの保障措置の有効性に対する疑問から生じたものであるが、それはもっぱら核兵器を製造しうる能力を重視し、その能力の取得を防止しようとするものであった。したがってここでは、各国の意思あるいは動機は全く考慮されなかった。これは、上述したように、新しい不拡散政策がNPT当事国であるか否か、すなわち各国の法的義務に全く考慮を払わなかったことと軌を一にする。すなわち新しい政策は、各国の能力に焦点をあて、各国の意思とか動機といった政治的な側面からのアプローチを全くとらなかったからこそ、NPT

の当事国か否かということを中心に考慮に入れなかったのである。このような考えにそった新しい政策は、各国の政治的狀況を全く無視して一定の機微な核施設や技術の輸出を一般的に禁止したのである。

このような技術的措置は、核兵器製造のための一定の施設や技術への接近を禁止することにより、一定のカテゴリの国家に対し、一定の期間核兵器製造への道を防止することに役立つであろう。しかし、非核兵器国においても先進工業国はすでに核兵器を製造する能力を所有しているのであり、その能力をまだ取得していない多くの開発途上国についてもそれは時間の問題であり、長期的な観点に立てば、技術的拒否という政策は実効性をもたないものであると考えられる。

多くの学者が指摘しているように、ある国が核兵器の開発へ進むか否かは、基本的には政治的な決定であり、技術的な能力は核兵器開発の前提とはなりうるけれども、決定的な要因となるものではない。実際に多くの非核兵器国が現在でも核兵器を開発する能力をもっているにもかかわらず、NPTの当事国になることにより、その意思のないことを明らかにしているし、五核兵器国はすべて政治的決定に基づいて核兵器開発を開始したのである。インドの場合は、新しい不拡散政策導入の引き金となった重要なケースであり、そこから原子力平和利用と核爆発装置の直接的な結びつきが強調され、そこから技術的な対応策が実施されてきたのであるが、インドの場合に強調されるべきであったのは、インドはNPTに強く反対し、NPTに参加していないため、核爆発装置を製造しないという政治的意思を全く表明していなかったという点である。

新しい不拡散政策はすべての国に一律に適用されるもので、NPTの当事国であるか否かという区別もその他の基準も全く考慮されなかったことは鋭く批判されており、それと異なったアプローチも主張されていた。すなわち問題なのは、拡散に導きやすい核物質、施設、技術ではなく、拡散に導きやすい国であるという主張である。<sup>(4)</sup>すな

わち技術的拒否を一般的に実施するのではなく、個別的にそれぞれの国の状況を考慮して実施していこうとするものである。このような機微な核物質、施設、技術から機微な国家へと重点を移すことは、不拡散のための技術的手段から政治的な手段への移行と部分的に一致する。すなわち拡散に導きやすい国に対して技術的措置を講ずるといふ考えは、政治的な判断と技術的手段の混合されたものである。

レーガン政権の不拡散政策は、上述の考えに沿ったものであり、拡散の危険のない国々すなわち西欧諸国及び日本における平和的原子力活動を禁止しないという考えを明らかにした。この点において若干の進展が見られるが、レーガン政権は不拡散問題に以前ほどの優先度を与えていないため、実際には拡散の危険のある国、特にNPT非当事国に対しても一定の核援助が行なわれている。

さらに政治的な手段と技術的な手段の中間に位置するものとして制度的な解決策が存在する。これは核燃料サイクルを国際化することにより核拡散を防止しようとするもので、米国は早くからこのことを主張しており、第一回NPT再検討会議でも、核供給国のガイドラインにおいても、地域的また多数国間の核燃料サイクルセンターなどの設立が勧告され、IAEAでも研究されている。核燃料サイクル、特にプルトニウム再処理やウラン濃縮などの機微な核活動を国際化することにより、各国が国内的にそのような活動を行なうことを防止し、核兵器の拡散の危険を減少させつつ、各国の原子力活動の必要に応じてエネルギー供給の道を確保しようとするこの考えは、理論的には多くの国の支持を得ている。なぜなら、核供給国による一方的拒否と比較して、国際化は核兵器の拡散を防止しつつ各国のエネルギー供給を確保する点で秀れているからである。

しかし、この国際化という制度的な不拡散措置は、IAEAの研究などにもかかわらず、実施に向けての進展はほとんど見られない。この問題は、一見したところ技術的な方法によって問題を解決するものであって、技術的側



面での検討が十分行なわれれば実現は極めて容易であるように考えられるが、実際的な問題として国際化が具体的に検討されるようになると、設置場所の問題、参加国の問題、参加国の権利義務の問題など極めて政治的な性質の問題に中心が移行してくるため、現実には国際化への進展は困難な状況となっている。したがって核燃料サイクルの国際化という不拡散措置も、各国の政治的意思に依存しているのである。

新しい不拡散政策は、プルトニウム導入という新しい事態に直面し、技術的拒否という措置をとることにより、短期的には核兵器不拡散に貢献したし、新しい事態における核兵器不拡散問題の重要性を極めて衝撃的な方法で国際社会に認識させたという意味において、一定の評価が与えられる。しかし、この政策は上述の致命的な二つの欠陥を有していたために、その妥当性の側面においてもまたその実効性の側面においても、多くの批判にさらされ、国際社会一般に受け入れられるものとはならなかった。さらに新しい原子力政策の科学的技術的な前提も、INF CEにおいて十分支持されたわけではなかった。

核兵器の製造に直接結びつくような核物質、施設、技術の輸出に関して、受領国の法的及び政治的状况により、引き続き慎重である必要が存在する場合もありうるが、核兵器不拡散の問題は本質的には政治的な問題であり、政治的な側面からの措置がとられなければならない。

カーター政権の下で新しい不拡散政策を推進した<sup>(8)</sup>は、その基本的前提として、「多くの状況において、ある国に新しく一つの核兵器が導入された場合、それにより、米国及びソ連にそれぞれさらに一〇〇〇の核兵器が導入された場合より核兵器が使用される可能性は多くなる」と述べ、米ソ等の核兵器国による核兵器の所有及びその質的・量的な開発に関しては全く問題はないが、新しくある国が一発の核兵器を取得することは極めて重大な問題であるという、核兵器国の論理を明白な形で示している。新しい不拡散政策も、この基本的な考え方に立って推進

されている。

NPT体制の意義に関して、米国等の主張するように、NPT第一・二条の義務が最も重要であることに異論はないが、NPTの交渉や再検討会議での議論から明らかであるように、多くの非核兵器国はNPT全体としての核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを主張していた。しかし新しい原子力政策はこの側面に全く考慮を払っていないのであるが、この側面から不拡散の問題を全体的にとらえ、不拡散問題の総合的な解決を旨とすべきであったと考えられる。

新しい不拡散政策の上述した二つの大きな欠陥に対する修正案として、NPTの当事国であることの強調及び不拡散のための政治的措置の採用が考えられるが、これら二つの主張は多くの面で共通したものである。まずNPTの当事国である国は、核兵器を製造・取得しないという政治的意思決定を行ない、それを国際法上の義務として受け入れているわけである。国際法上の義務はそれほど軽々しく引き受けられるものではないし、それに対する違反も簡単に行なわれるものではない。NPT当事国の中にも、核兵器の開発を計画していると考えられる二、三の国があり、それらの国の動向に十分注意を払う必要があるが、法的義務の受諾は軽視されるべきではない。

したがって、核兵器不拡散の問題に関して決定的な重要性をもつのはNPTに参加していない国家である。現在NPTに参加していない国家として、フランス及び中国の二核兵器国のほか、インド、イスラエル、パキスタン、南アフリカ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、北朝鮮、スペイン、ヴェトナム等が、原子力活動を行なっている非核兵器国として挙げられる。これらの諸国がNPTに参加しない主要な理由は、核兵器開発の意図を明確にもつというより、むしろNPTにより作り出される政治的体制を容認できないという政治的理由による。すなわちこれらの国は、米ソを中心とするNPT体制に政治的に反発しているのである。たとえば、一九

八二年一月のフランスとインドとの核燃料供給協定の締結に関連して、両国は米ソによる支配体制の拒否という側面を強調している。

NPTは米ソ主導で作成され、非核兵器国の主張により若干の修正がなされたが、核兵器国と非核兵器国の義務を検討するならば、非核兵器国の義務は明確でかつ即時に効力を発生するものであるのに対し、核兵器国の義務はいまだ将来に効力をもちことを期待されるものであった。このような義務の不均衡にもかかわらず、多くの非核兵器国はすでにこの条約に参加しているが、それは、核兵器不拡散が核戦争勃発の危険を増大させないために必要であること、及び核兵器不拡散は将来の核軍縮にとって必要な第一歩であることを認めたからである。さらに非核兵器国の間において、核兵器を所有しないという約束は相互の安全保障にとって有益であることも否定できない。

しかし、NPT体制への信頼を増加させ、またNPT非当事国がNPTに参加するような政治的状況を作り出すためには、NPT体制における核兵器国の義務が誠実に履行され、NPT体制に内在する矛盾が取り除かれなければならない。この点に関し Epsstein は、「NPT第四条の下における約束の供給国の側における完全な履行は、それ自身すばらしいものであり、NPTを強化するのに役立つであろうが、条約に生存可能性と信頼性を与えるにはそれだけでは十分ではない。そのためには、条約のすべての条項、特に軍縮に関する第六条を履行すること、及びもっと十分な安全保障を提供することが必要であろう」と主張しているし、Owen も、国際社会が拡散を除去しようとするならば、核兵器を取得しようとする動機を除去しなければならないこと、すなわちデタント及び真剣でバランスのとれた軍縮措置を徹底的に追求しなければならないと述べ、条約への加入をもっと魅力的なものにするために核兵器国がとることのできる措置として、SALTにおける継続的な進展と、包括的核実験禁止の措置を挙げている。<sup>(9)</sup>

よりバランスのとれたNPT体制へと移行し、かつNPTへの加入を妨げている要因を除去するためには、まず第一に、米ソを中心とする核兵器国は核軍縮の措置をとるべきであるし、第二に、非核兵器国の安全保障の強化を図るべきである。核軍縮の実施により、第六条の核兵器国の義務は履行されることになり、NPTを核軍縮に向けての第一歩と理解している多くの非核兵器国の期待に応えることになる。また核軍縮はそれ自体で非核兵器国の安全保障を強化するものではないが、現在必要とされているのは、国際社会の国家間の関係において核兵器の占める役割を低下させることであり、軍事的のみならず政治的な意味における核兵器の価値を減少させることである。したがって核軍縮はそのために極めて有益である。非核兵器国の安全保障の強化も、核兵器の使用禁止という消極的安全保障により実施されるべきであり、そこにおいても核兵器の軍事的及び政治的価値を減少させるべきである。

一九七〇年代半ばより、原子力平和利用との関連において、国際社会に大きな議論を巻き起こした核兵器不拡散問題は、現在の国際社会構造の中心的枠組となっているNPT体制に対する評価に関する議論でもあった。インドの核実験等を原因とする新しい事態に対し、米国等は技術的拒否を中心とする新しい不拡散政策をとり、さらにNPT体制を強化することにより、この問題に対処しようとした。しかし、この新しい不拡散政策は、本質的には政治的問題である不拡散問題を技術的な手段により解決しようとしたため、多くの批判を招くことになった。技術的手段は短期的には一定の効果をもつ場合もあるが、長期的かつより広汎な視野から検討した場合には実効性に乏しく、かつ現在において多くの矛盾を内在しているNPT体制をさらに不均衡なものにするものであった。

したがって、核兵器不拡散と原子力平和利用の問題は、核軍縮や非核兵器国の安全保障の強化などによりNPT体制の矛盾を解消し、より公平なNPT体制への進展という政治的な側面からのアプローチにより解決されるべき

ものである。すなわち、各国が核兵器の開発に着手しようとする動機や意思の側面へのノンローチが必要であり、特にNPTに参加していない国々が参加しうるような、より公平なNPT体制の形成が必要とされる。

- (1) Albert Wohlstetter, "Must We Decide Now for Worldwide Commerce in Plutonium Fuel?", Albert Wohlstetter et al., *Nuclear Policies: Fuel Without the Bomb*, 1978, p. 42.; J. Goldblat, "Implementation of the Non-Proliferation Treaty", SIPRI, *Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation*, 1979, p. 342.
- (2) Alva Myrdal, *The Game of Disarmament: How the United States and Russia Run the Arms Race*, 1976, p. 169.
- (3) Ryukichi Imai and Henry S. Rowen, *Nuclear Energy and Nuclear Proliferation: Japanese and American Views*, 1980, pp. 43 and 71.; Thomas L. Neff and Henry D. Jacoby, "Nonproliferation Strategy in a Changing Nuclear Fuel Market", *Foreign Affairs*, Vol. 57, No. 4, Summer 1979, pp. 1139—1141.
- (4) Mason Willrich, "A Workable International Nuclear Energy Regime", *Washington Quarterly*, Vol. 2, Spring 1979, p. 23.
- (5) 『日本の外交』(編者不明) Joseph A. Yager (ed.), *Nonproliferation and U. S. Foreign Policy*, 1980.; Ernest W. Lelever, *Nuclear Arms in the Third World: U. S. Policy Dilemma*, 1979.; William H. Kincaide and Christoph Bertram (Eds.), *Nuclear Proliferation in the 1980s*, 1982.; George H. Quester (ed.), *Nuclear Proliferation: Breaking the Chain*, 1981.; Lewis A. Dunn, *Controlling the Bomb: Nuclear Proliferation in the 1980s*, 1982.; Daniel Poneiman, *Nuclear Power in the Developing World*, 1982.; Daniel Poneiman, "Nuclear Policies in Developing Countries", *International Affairs* (London), Vol. 57, No. 4, Autumn 1981, pp. 568—584.; Robert F. Cohen, "Problems of Proliferation: U. S. Policy and the Third World", *World Politics*, Vol. XXXV, No. 2, January 1983, pp. 194—215. 参照。

- (6) Paul F. Power, "The Reagan Nonproliferation Policy", *Arms Control Today*, Vol. 11, No. 8, October 1981, pp. 6 and 8. 参照。
- (7) 核燃料サイクルの国際化と原子力平和利用の推進に関する国際会議報告書「SIPRI, *Internationalization to Prevent the Spread of Nuclear Weapons*, 1980. ; Eberhard Meller (ed.), *Internationalization : An Alternative to Nuclear Proliferation?* 1980. ; Abram Chayes and W. Bennett Lewis (eds.), *International Arrangement for Nuclear Reprocessing*, 1977. ; Russel W. Fox and Mason Willich, *International Custody of Plutonium Stocks : A First Step Toward an International Regime for Sensitive Nuclear Energy Activities*, 1978. ; Victor Futter, "The International Regulation of Nuclear Energy : The Case for Multinational Reprocessing Centers—Now", *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 16, No. 3, 1977, pp. 430—450. ; J. Rotblat, "Nuclear Proliferation : Arrangement for International Control", SIPRI, *Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation*, 1979, pp. 271—286. 参照。
- (8) Joseph S. Nye, *The International Nonproliferation Regime*, 1980, p.3.
- (9) William Epstein, *The Last Chance : Nuclear Proliferation and Arms Control*, 1976, pp. 169—170.
- (10) David Owen, "Nuclear Non-Proliferation", *Atom*, Vol. 249, July 1977, p. 133.

(本稿は昭和五八年度文部省科学研究費補助金一般研究Cによる成果の一部である。)